

## 令和2年第4回苓北町議会臨時会会議録（第1日目）

令和2年第4回苓北町議会臨時会は、令和2年5月14日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	山口 利生	2番	野田 謙二
3番	廣田 幸英	4番	高戸 幸雄
5番	松本 良人	6番	石田 みどり
7番	浜口 雅英	8番	野崎 幸洋
9番	山本 政人	10番	倉田 明
11番	田嶋 豊昭（副議長）	12番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	山崎 秀 典
教 育 長	濱崎 敏 和	総 務 課 長	尾脇 宣 宏
税務住民課長	吉本 英 明	企画政策課長	錦戸 雅 志
教 育 課 長	福田 誠 一	土木管理課長	汐崎 正 喜
農林水産課長	宮崎 良 成	商工観光課長	西川 文 孝
水道環境課長	田尻 悟	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康 彦	会 計 課 長	松村 保 則

## 8. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について  
専決第 1 号 令和元年度荅北町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認について  
専決第 2 号 荅北町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認について  
専決第 3 号 荅北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認について  
専決第 4 号 荅北町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認について  
専決第 5 号 令和元年度荅北町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認について  
専決第 6 号 令和元年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認について  
専決第 7 号 令和元年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 10 承認第 8 号 専決処分の承認について  
専決第 8 号 令和元年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 承認第 9 号 専決処分の承認について  
専決第 9 号 令和元年度荅北町下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 承認第 10 号 専決処分の承認について  
専決第 10 号 令和元年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 承認第 11 号 専決処分の承認について  
専決第 11 号 令和 2 年度荅北町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 37 号 荅北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 38 号 令和 2 年度荅北町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 39 号 令和 2 年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 報告第 1 号 議員定数等調査特別委員会調査中間報告について（委員長報告）

## 9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は、12名です。定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第4回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、高戸幸雄君、5番、松本良人君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について

#### 専決第1号 令和元年度荅北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認について、専決第1号、令和元年度荅北町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第1号、令和元年度荅北町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度荅北町一般会計補正予算を令和2年3月27日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

これは、新型コロナウイルス感染症発生により、小中学校臨時休校に伴う小学生の学童保育受け入れに係る子ども・子育て支援交付金事業補助金を増額補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第7号）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億1,239万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入です。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症発生による感染拡大防止のため、町内小中学校を臨時休校したことに伴う小学生の学童保育受け入れのため、町内6保育園を3月2日から春休み前の3月24日までのうち、14日開所したことによる子ども・子育て支援交付金事業補助金（放課後児童健全育成分）の253万6,000円を増額するものです。

7ページをお願いします。

歳出です。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料は、先に説明いたしました新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町内保育所、学童保育開所に伴う放課後児童健全育成事業委託金253万7,000円を増額するものです。

8ページをお願いします。

款13予備費、項1予備費、目1予備費は、7ページの放課後児童健全育成事業委託金253万7,000円に対し、歳入の国庫補助金が1,000円未満端数切捨てにより253万6,000円で交付されるため、予備費を1,000円を減額し、財源調整を行うものです。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

##### 専決第2号 苓北町税条例等の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、承認第2号、専決処分の承認について、専決第2号、苓北町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第2号、専決処分の承認について、苓北町税条例等の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が、令和2年3月31日付けでそれぞれ公布されたことにより、苓北町税条例等の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 承認第2号、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容について、ご説明いたします。

次の次のページ、条例本文の1ページ目をお願いいたします。

令和2年苓北町条例第15号。

苓北町税条例等の一部を改正する条例。

今回の条例改正につきましては、先程町長から説明がありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令は、令和2年4月1日から施行されるもののほか、令和2年10月1日

から令和4年1月1日までの期間に、4つの施行日が設けられております。このため、今回、令和2年3月31日付けで専決処分をいたしましたものは、令和2年4月1日から施行する条文のみを対象として、苓北町税条例等の一部改正を行ったものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

はじめに、令和2年度の地方税制のうち、専決処分に係る部分の主な改正概要を申し上げます。

固定資産税に係る税制改正において、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設、及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大が行われております。

このほか個人住民税、たばこ税においても見直しが行われておりますが、施行日が令和2年10月1日以降のため、今後の議会に上程したいと考えております。

それでは、主な改正事項についてご説明いたします。

新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。なお、法律改正にあわせた項ずれや字句の整備、改元対応につきましては、説明を省略させていただきます。

1ページ、第1条による改正、第36条の3の2及び第36条の3の3は、個人町民税の扶養親族等申告書において、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするものです。

2ページをお願いします。

第54条は、固定資産税の納税義務者等において所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、法規定の新設にあわせて新設及び規定の整備が行われたものです。調査を尽くしても所有者が1人も明らかにならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定が新設されました。

4ページをお願いします。

第74条の3は、固定資産税の現所有者の申告について法規定の新設にあわせて新設されたものです。登記又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がなされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定が新設されました。

5ページをお願いします。

第96条は、たばこ税の課税免除について課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化を行うものです。

6ページをお願いします。

ここからは制定附則となります。

第8条は、個人町民税において肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

7ページをお願いします。

第10条の2は、固定資産税のわが町特例として、課税標準の特例措置を行うものです。法律改正にあわせ、第2項及び第6項が削除され、新たに第9項として、「特定水力発電設備」に関する固定資産税の課税標準の特例割合を定めております。

11ページをお願いします。

第17条の2は、個人町民税において優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。

12ページをお願いします。

ここからは、改正附則になります。

第2条による改正から16ページ、第5条による改正まで改元対応による改正になります。

16ページをお願いします。

第6条による改正は、個人町民税において単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える改正規定を削る措置による条文及び項ズレの措置を行ったものであります。

恐れ入りますが、条例本文の5ページ、5/6と表示されているページへお戻りください。

附則としまして、第1条、施行期日としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上が苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 小さいことか大きいことかわかりませんが、この文章のあり方ですね、例えば、6の1、真ん中ぐらにあつとですが、いろいろありますけれども、例えば、真ん中の条第4項中「によつても」「によりに」とかですね、「においては」とかを「には」に改正するとかなんかがありますね、小さいやつが。日本語の難しさの云々というのがこの前出ましたけれども、こういったことは意味があるわけですかね。これ国が云々じゃなくて、国はいろいろな形を変えておりますが、国が変えたか

らといって町は変えんちゃよかと私は思いますけれども、これだけの小さいこと、その根本的に確かに今回はですね、意味が全く違うやつがあります。しかし、全く意味が同じやつの文章だけを今まではそういったことでやってきとったのができないようになったとかいうのがあっているように感じますけれども、例えば、前回、もう「の有り」と「の無し」でかなり論議をいたしましたけれども、そこら辺はこれだけの紙、全国的に何千という市町村があるわけですが、紙から、職員の労力からしたらたいしたもんじゃなかろうかなと思うわけですが、そこら辺の兼ね合いを教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 改正の文言につきましてのご指摘でございますけれども、私どもとしましては、国等の準則に準じたところでの改正を行っておりますので、それに従わせていただいたということになります。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 仮にですよ、国が例えば、そこちょっとそこの真ん中のほうのちょっと下のほうに、同条第5項中、「によって」というものを「により」に変えるということがございますね。「によって」と「により」でどう違うのかと。私たちは中学しか出ておりませんので、細かいことはわかりませんが、これは今までこれで通ってきたやつが今後通らんというのは、私はおかしいんじゃないかなと。今、安倍政権になっていろいろありますね。廃棄をしたり、1年で廃棄がどうのこうのでもう極端に付け足すことがいっぱいありますけれども、そこら辺をどう町として思っている。ただ上がこういったから変えるということですか。そうしたならば、先程私2回になると思いますけれども、莫大な経費がいつとじゃないかなと、日本中こういった形にしたらすね。そこら辺を言ってるわけですが、極端に意味が違うとなら変えないかん。ばってん、長年やってきておったのをこういったことがいいから、解釈は同じだが文章がこういったことが格好よかと、早くこういったことに変えるとちゅうのをかなり何かおかしい、私たちから言えばですね、一般の町民から見ればおかしいんじゃないか、おかしいちゃちょっとですね、無駄じゃないかなというような気がするわけですが、よかったら答弁をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 同じ内容になるかと思うんですが、字句の整備ということで、法律上の言い回しとか、そういった感じでは、ちょっと今の時点ではふさわしく、言い回しという観点からのあわせたところの文言の整備だと思われまので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。



○1番（山口利生君） 条例改正の5番で第1条の5項ですね、法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の所在が不明である場合、現所有者に課税をするというふうな項目が新たに新規で出ております。また、現所有者がそれを知った場合、3カ月以内に町長に出すと、書類を提出すると。で、提出しない場合は10万円の過料に処すというようなことになっておりますが、まず1点、町内においてですね、このような事例等を、多分条例改正とした場合は、もう既に把握をされていらっしゃるかと思いますが、どのくらいの件数があるって、また、内容についてですね、詳しくはないとしても、どのような事例が存在するのかを教えてくださいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 固定資産税関係になります。事例としましては、2件ございまして、相続人等の確定ができない課税物件が2件ございます。その方々につきましては、納付書等がお送りをできませんので、公示送達ということで対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 2件以外にはないんですね。相続人がいなくて現に土地があって、それをどういう経緯かわかんないまでも、その相続人じゃない方が使用されていて、そういった場合も税金を納入されてればこの案件には当たらないということなのか。

それと、今公示送達を出すと、公示送達を受けてから3カ月以内に町のほうに申請書ですか、これの17の4に書いてある現所有者の申告という手続きに入ると。これ17の4ですね、新旧対照表見ますと、町が指定した事項を記載した申告書を町長に提出しなければならないといった、これの起算日は、公示送達が届いた日ということになるのか。その点を教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 第74条の3の部分につきましては、所有されている方が、現に今所有されている方がお亡くなりになられたと、公示送達とはちょっと別件でですね、今所有されている方がお亡くなりになられて相続が発生しますので、そのこととなりますので、今所有されている方が亡くなられた分ということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） すみません、ちょっと私も意味がよくわかんないんですが、亡くなったあと相続は、当然だれが相続するかということで、相続人間の調整があった上で、まあ土地とか建物についてはだれかを相続人として登記するということになるかと思うんですが、その場合は、ここで言うその所有者の所在が不明である場合、その所有者をみなしてといった場合にですね、いろんな調査をしてもなおその所有者がいない

といった場合だと思うんですね。まだ亡くなってすぐ相続をすぐは、だれがどのくらい相続するかという非常に難しい問題があるので、今のように亡くなったの話なのか、もう既に亡くなってもう何年もしてですね、相続人自体が孫までいくと。そのひ孫までいくというような事例がたくさんあるかと思いますが。そういった場合に、所有者不明のまま放っておかれるという状態になっているかと思うんですが、私はそれがこの案件に入るのかなと思ってたわけですが、それよりももっと前に死亡したあと、早々にその所有者を確定した上でその人に課税をするというようなことになるのかどうか、再度お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） はい、ちょっとすみません、説明が、すみません。現所有者につきましてはですね、文言上は賦課期日時点に限らず、所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者を指すということになっております。手続き上の話をさせていただきますと、所有者がお亡くなりになられましたらば、次の納税義務者の方を私どもも把握する必要がございますので、死亡届にお見えになられた後日の手続きの中でですね、この固定資産税はどなたがお支払いをしていただけますかということで、相続人代表の方をですね、届を出していただいて、現在、手続きをさせていただいているところです。その手続きでもって今のこの条例の部分に変えることもできますけども、今回、条例を規定した内容につきましてはですね、相続機会の増加に伴って、おっしゃるとおり、所有者不明の土地が今後も増加されるという見込みがありますので、そういった中で固定資産税の徴収ができないというような部分を防ぐために条例の規定をさせていただいたものですが、現実的な対応、私どもの対応としましては、相続人代表の方をある程度きちっと把握できておりますので、課税者を特定できないというケースはあまりございません。ただ、昔あった案件でですね、どうしても相続人を特定できないというケースが2件ほどありますので、こちらについては公示送達ということで手続きをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田 明君。

○10番（倉田 明君） 今、山口議員の質疑、また、執行部の答弁を十分にこう理解できない私でございましたので、重複するかもしれませんが、質問させていただきます。

今、課長の答弁の中で、固定資産の納税義務者が不明の方が2件あるということだったでしょうか。それはわかりました。これはまたちょっと別の意味でお尋ねいたします

けども、いわゆる納税義務者がいわゆるおつてもですね、おられても任意で固定資産税をある人に課けると、それはいわゆる20年課けたら自動的に課けた人のいわゆる所有権といいたいまいしょうか、譲渡がなるのかならないのか。その点の説明をよろしく、わかっていたらお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 先程20年間と、固定資産税を他人に代わって払われていたら、自分の所有になるかというご質問だと思いますけども、すみません、ちょっと私のほうはその回答を持ち合わせておりませんので、ちょっとすみません、現時点でお答えできません。申し訳ありません。

○10番（倉田 明君） はい、ならあとで個人的にお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 承認第3号 専決処分の承認について

##### 専決第3号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認について、専決第3号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第3号、専決処分の承認について、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地

方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日付けで公布されたことにより、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要性が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしました。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 承認第3号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページ、条例本文をお願いいたします。

令和2年苓北町条例第16号。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお開きください。

今回の改正事項は、地方税法施行令等の改正に伴い、基礎課税額等に係る限度額について引き上げるとともに、減税対象となる所得の基準を引き上げるものでございます。

1ページ、第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したもので、第2項で、加入者の医療給付費分にあたる基礎課税額を、第3項で、75歳以上の後期高齢者医療費を支援する後期高齢者支援金等課税額を、第4項で、40歳から64歳までの加入者が負担する介護納付金課税額の3つの区分について、課税額をそれぞれ規定しています。このうち、今回は、第2項基礎課税額に係る課税限度額を現行の「61万円」から「63万円」に、第4項介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の「16万円」から「17万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第15条は、国民健康保険税の減額を規定したものです。国民健康保険税は、第2条の3つの課税区分ごとに、被保険者均等割額及び世帯別平等割額からなります応益割額と、所得割額及び資産割額からなります応能割額の合計額によって課税されます。保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には均等割及び平等割からなります応益割に係る税につきまして7割、5割、2割の軽減を行っているところです。

今回、第2条に規定する課税限度額の引き上げに伴い、中間所得層の被保険者の負担に配慮するため、第2号、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、

被保険者の数に乗すべき金額を「28万円」から「28万5,000円」に、第3号、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、恐れ入ります、2ページをお願いします。「51万円」から「52万円」にそれぞれ引き上げ、減税額の拡大を行うものでございます。

以下は、附則になります。

第4項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定したものでございます。法改正に合わせて、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによる規定の整備であります。

恐れ入りますが、2ページ前の条例本文へお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以下、改正後の国民健康保険税条例の適用区分について規定したものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、承認第3号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認について

専決第4号 苓北町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、承認第4号、専決処分の承認について、専決第4号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第4号、専決処分の承認について、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本件につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）等が、令和2年3月30日付で公布されたことにより、苓北町介護保険条例の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、改正の内容につきましては、福祉保健課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 承認第4号、苓北町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたしますので、恐れ入ります、次の次のページをお願いいたします。

令和2年苓北町条例第17号。

苓北町介護保険条例の一部を改正する条例。

苓北町介護保険条例（平成12年苓北町条例第19号）の一部を次のように改正いたします。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。今回の改正事項は、法令改正等に伴うもので、令和2年度の65歳以上の方々の介護保険料を改正するものでございます。

表の右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が改正部分でございます。第4条の第2項、同条第3項、同条第4項をそれぞれ改正いたします。

補足説明をさせていただきます。

納付していただく介護保険料の段階が、所得に応じて9段階ございます。今回は、所得の少ない順であります第1段階、第2段階、第3段階の方の介護保険料を改正するものでございます。まず、第1段階の方が2万4,750円から1万9,800円に、第2段階の方が4万1,250円から3万3,000円に、最後に、第3段階の方が4万7,850円から4万6,200円に、令和2年度の65歳以上の方の介護保険料を改正するものでございます。

恐れ入ります、前のページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第7 承認第5号 専決処分の承認について

##### 専決第5号 令和元年度苓北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、承認第5号、専決処分の承認について、専決第5号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第5号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度苓北町一般会計補正予算を令和2年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、令和2年3月31日までに確定いたしました地方譲与税、交付金、地方交付税、国県支出金、町債等の歳入項目で最終調整の必要があったもの及び歳出項目における事業費確定による補正をする必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、承認第5号以下、承認第10号まで同様の提案をしております。特別会計では事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特

別会計につきましても、補正予算の専決処分をいたしております。

内容につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 専決第5号、令和元年度苓北町一般会計補正予算（第8号）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,765万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を48億7,474万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和元年度における地方譲与税、地方交付税、補助金等の収入の確定と各種事業の精算によるものでございます。また、繰越明許費の補正、地方債の補正が主なものでございます。

主な点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。

「第2表 繰越明許費補正」、1、追加ですが、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、林道施設災害復旧事業に、森林基幹道苓北天草線の地すべり災害復旧工事（その2）の増額変更見込みによる1,100万円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」、1、変更ですが、各事業の確定見込みにより起債限度額を変更し、公共事業等債道路事業ほか3つの事業を合わせて290万円を減額変更するものです。

10ページをお願いいたします。歳入です。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税、節1地方揮発油譲与税から、18ページの款8地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金、目1子ども・子育て支援臨時交付金、節1子ども・子育て支援臨時交付金までは、譲与税及び交付金の確定によりそれぞれ減額及び増額するものです。

19ページをお願いします。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税は、交付額確定により特別交付税1,764万8,000円の増額です。

20ページをお願いします。

款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金、節1交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により12万8,000円の減額です。

21ページをお願いします。



款 1 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 2 児童福祉費負担金は、入所園児数の減及び保護者所得階層の変更による実績により、保育所入所児童保護者負担金 1 4 6 万 1, 0 0 0 円の減額。

目 2 総務費負担金、節 1 情報化推進費負担金は、加入者増により苓北町有線テレビジョン放送施設加入負担金及び苓北町ひかりネットワーク加入負担金合わせて 7 3 万 6, 0 0 0 円の増額です。

2 2 ページをお願いします。

款 1 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 農林水産業使用料、節 1 漁港使用料から目 6 教育使用料、節 3 志岐集会所使用料まで、各施設等使用料の確定により、各施設使用料合わせまして 6 万 8, 0 0 0 円の減額です。

2 3 ページをお願いします。

項 2 手数料、目 2 衛生手数料、節 1 犬登録手数料は、犬登録及び注射済票交付件数の減により 4 万 2, 0 0 0 円の減額。

目 3 農林水産業手数料、節 1 堆肥センター手数料は、下水道汚泥搬入量の減等により、合わせて 6 1 万 3, 0 0 0 円の減額です。

2 4 ページをお願いします。

款 1 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 2 児童福祉費負担金は、年度途中で入所した園児の年齢区分による額変更により、子どものための教育・保育給付費国庫負担金 1 6 万 6, 0 0 0 円の増額。

目 3 災害復旧費国庫負担金、節 1 公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、河川災害復旧工事の実績に基づき国の内示額が確定したことにより 1 3 7 万円の減額です。

2 5 ページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 個人番号カード等交付事業費補助金は、交付実績に伴う個人番号カード交付事業費補助金及び同事業事務費補助金合わせて 6 6 万 6, 0 0 0 円の減額。

目 2 民生費国庫補助金、節 1 社会福祉費補助金、プレミアム付商品券事業国庫補助金は、利用枚数減により事業費及び事務費に係る補助金確定による 2 8 5 万 1, 0 0 0 円の減額。節 2 児童福祉費補助金は、保育園の学童クラブ利用が見込みより少なくなったため、子ども・子育て支援交付金事業補助金（放課後児童健全育成成分）の 1 4 万 2, 0 0 0 円の減額。

目 3 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費補助金は、国庫補助金概算交付額確定による風しん抗体検査国庫補助金 4 6 万 8, 0 0 0 円の減額。

目 6 教育費国庫補助金、節 1 小学校費補助金は、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金のうち、事務費に係る補助金が補助対象外となったことによる 1 1 万

6,000円の減額です。

26ページをお願いします。

項3委託金、目2民生費国庫委託金、節1国民年金事務委託金から、目3教育費国庫委託金、節1教育費委託金、人権啓発活動地方委託金まで各事務委託金確定により、合計で49万4,000円の減額です。

27ページをお願いします。

款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費負担金は、年度途中で入所した園児の年齢区分による額変更により、子どものための教育・保育給付費県負担金32万4,000円の増額です。

28ページをお願いします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金は、一般不妊治療費助成事業の申請がなかったため、少子化対策総合交付金事業補助金13万8,000円の減額。熊本県移住支援事業費補助金は、対象事業による移住実績がなかったため75万円の減額。熊本地震復興基金交付金（防災・安全対策）は、歴史資料館の「くまもとフリーWi-Fi」整備事業費確定により1万7,000円の増額。

目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金は、民生委員協議会補助金から難聴児補聴器購入助成事業補助金まで、各事業の実績に伴う補助金確定により合わせて87万円の減額。節3児童福祉費補助金は、放課後児童健全育成事業費の確定により14万2,000円の減額です。

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金は、事業費確定により熊本県風しん予防接種助成事業補助金7万2,000円の減額。

目4農林水産業費県補助金、節1農業委員会補助金は、事業実績により農地利用最適化交付金21万1,000円の減額。節2農業費補助金は、事業実績により経営所得安定対策推進事業費県補助金及び農業共済加入促進事業補助金合わせて4万1,000円の減額。

目5商工費県補助金、節1商工費補助金は、天草市に委託している消費生活センター負担金の支出減に伴う、熊本県消費者行政推進事業補助金3万7,000円の減額及び熊本地震復興観光拠点整備等推進事業交付金は、多言語音声ガイドシステム導入等事業費確定に伴い14万7,000円の増額。

目8災害復旧費県補助金、節1農林水産施設等災害復旧費補助金は、森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その2）の地すべり災害復旧工事における補助対象分の変更見込みに係る林道施設災害復旧費補助金982万円の増額です。

29ページをお願いします。

項3県委託金、目1総務費県委託金、節5選挙費委託金は、熊本県知事選挙執行事務

費確定により2万3,000円の増額です。

30ページをお願いします。

款15財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節3物品等貸付収入は、苓北町地域情報通信基盤施設の加入者増により貸付料160万1,000円の増額。

目2利子及び配当金、節1利子及び配当金は、減債基金と坂本・藤本福祉基金利子額の確定。また、九州電力株式会社配当金30万円の増額も配当額の確定により、合計で27万9,000円の増額です。

31ページをお願いします。

項2財産売払収入、目3生産物売払収入、節1堆肥売払収入は、堆肥の販売実績よる62万6,000円の減額です。

32ページをお願いします。

款16寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金は、広報れいほく郵送料寄附金及びふるさとづくり寄附金とも寄附金の実績により、合計で74万6,000円の減額です。

33ページをお願いします。

款17繰入金、項2基金繰入金、目2減債基金繰入金、節1減債基金繰入金、減債基金取り崩し2,190万円の減額から、目8苓北ふるさとづくり応援基金繰入金、節1苓北ふるさとづくり応援基金繰入金、苓北ふるさとづくり応援基金取り崩し220万円の減額までの7つの基金からの取り崩しを行わないこととしたため、合計で5,450万円を減額するものです。

34ページをお願いします。

款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入は、天草広域連合に有償収入として搬出している資源物について、有価引き受け量及び単価が減少したことにより63万4,000円の減額。町有物件災害共済金は、役場庁舎太陽光発電設備ほか災害共済金169万8,000円の増額。天草ジオパーク推進協議会が令和元年度で解散したことに伴う、苓北町分の返還金18万9,000円の増額。吟詠大会が令和元年度で終了したことに伴い、会計残余金の収入26万5,000円の増額です。

目2過年度収入、節1民生費国庫負担金過年度収入と節2民生費県負担金過年度収入は、平成30年度分の障害者福祉費及び未熟児養育医療費等の事業費確定に伴う精算により、国庫負担金で240万5,000円、県負担金で115万4,000円をそれぞれ増額するものです。節9土木費負担金過年度収入は、平成28年度と平成29年度に実施した坂瀬川鶴地区の急傾斜地崩壊対策緊急改築事業の事業費確定に伴う精算により、熊本県からの過年度収入として180万1,000円の増額です。

35ページをお願いします。

款 20 町債、項 1 町債は、それぞれ事業費の確定見込みによる減額で、目 2 土木債、節 1 道路橋梁債で、鴨田橋ほか道路事業の公共事業等債 10 万円の減額。節 3 砂防債で、富岡城内地区の単県急傾斜地崩壊対策事業の緊急自然災害防止対策事業債 170 万円の減額。

目 3 消防債、節 1 緊急防災・減債事業債で、町道釜線改良工事の緊急防災・減債事業債 40 万円の減額。

目 5 災害復旧事業債、節 2 公共土木施設災害復旧事業債は、町河川災害復旧事業の災害復旧事業債 70 万円の減額です。

36 ページをお願いします。

款 21 環境性能割交付金、項 1 環境性能割交付金、目 1 環境性能割交付金、節 1 環境性能割交付金は、交付金額確定により 80 万 7,000 円の減額です。

37 ページをお願いします。

歳出です。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、執行見込みにより節 8 報償費で、ふるさとづくり寄附謝礼品 35 万円の減額、節 9 旅費で、普通旅費 45 万円の減額、節 25 積立金で、減債基金利子積立 2 万 4,000 円と苓北ふるさとづくり応援基金積立 6 万 4,000 円の減額。森林環境譲与税基金積立は、令和元年度に交付された森林環境譲与税 223 万円のうち、事業を執行しました 132 万円を差し引いた残額の 91 万円を森林環境譲与税基金に積み立てるものです。

目 2 文書広報費の節 9 旅費から節 12 役務費まで、執行見込みにより合わせて 8 万 2,000 円の減額。

目 5 財産管理費は、町有物件災害共済金 16 万 9,000 円の増に伴う財源区分の変更です。

目 6 企画費の節 9 旅費から節 12 役務費までは、土地利用規制等対策費交付金の事務費精算に伴う支出費目の変更です。

38 ページをお願いします。

節 19 負担金補助及び交付金は、苓北町離島航路運営費補助金で、航路事業者へ交付される国の補助金確定増に伴い、苓北町補助金 18 万 6,000 円を減額。移住支援事業補助金は、熊本県移住支援事業による移住実績がなかったため 100 万円の減額です。

目 10 交通安全対策費は、歳入の交通安全対策交付金の 12 万 8,000 円減額交付に伴う財源区分の変更です。

目 12 庁舎管理費、節 11 需用費は、役場庁舎の 3 月分電気料不足に伴う 9 万 3,000 円の増額。

目 14 情報化推進費は、地域情報通信基盤施設貸付料等の増に伴う財源区分の変更で

す。

目15 企業誘致対策費、節9 旅費は、執行残額25万9,000円の減額です。

39 ページをお願いします。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節19 負担金補助及び交付金は、実績により、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金88万1,000円の減額です。

40 ページをお願いします。

項4 選挙費、目4 熊本県知事選挙費は、節1 報酬の开票立会人報酬から節13 委託料のポスター掲示場設置委託料まで、3月22日に執行された熊本県知事選挙事務費精算に伴う各費目の減額及び増額の補正です。

41 ページをお願いします。

項5 統計調査費、目2 指定統計費は、節1 報酬の調査員報酬から節12 役務費の後納郵便代まで、経済センサスほか3つの指定統計調査に係る事務費精算に伴う各費目の減額及び増額の補正です。

42 ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は、節7 賃金の臨時雇賃金の10万4,000円の減額から節19 負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券事業負担金126万7,000円の減額まで、プレミアム付商品券事業精算による減額です。結婚祝補助金は、実績により4組分40万円の減額。苓北町社会福祉協議会車両購入補助金は、共同募金配分金が増額となったため、町から社会福祉協議会への補助金50万円を減額。節28 繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金、出産育児一時金分と次のページの事務費分、合わせて精算により88万4,000円の減額です。

43 ページの目2 老人福祉費、節19 負担金補助及び交付金のやさしいまちづくり住宅改造補助金は、申請がなかったため20万円の減額。節20 扶助費は、養護老人ホームの老人保護措置費の実績見込みにより514万1,000円の減額。

目4 介護保険事業費、節28 繰出金は、介護保険特別会計繰出金事務費分精算により49万1,000円の減額。

目5 後期高齢者医療費、節28 繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金事務費分精算により5万円の減額。

目6 障害福祉費、節19 負担金補助及び交付金、やさしいまちづくり住宅改造助成事業費補助金は、申請がなかったため10万円の減額。節20 扶助費は、実績により重度心身障害者医療費助成と難聴児補聴器購入助成合わせて117万9,000円の減額。節23 償還金利子及び割引料は、平成30年度の事業費確定に伴い、障害者総合支援事業費補助金返還金6,000円の増額です。

44ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料は、保育園学童クラブ利用が見込みより少なくなったため、放課後児童健全育成事業委託金42万5,000円の減額。節19負担金補助及び交付金は、実績により保育所運営費補助金673万5,000円の減額です。

45ページをお願いします。

項4国民年金事務取扱費、目1国民年金事務取扱費は、歳入の国民年金事務国庫委託金の減額補正に伴う財源区分の変更です。

46ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、歳入の少子化対策総合交付金事業費補助金の減額に伴う財源区分の変更です。

目2予防費、節7賃金の臨時雇賃金から節13委託料の風しん追加対策予防接種委託料まで、風しんの追加予防対策事業精算に伴い、合わせて108万1,000円の減額。

目3環境衛生費、節28繰出金は、下水道事業費確定精算に伴う下水道事業特別会計繰出金745万9,000円の減額です。

47ページをお願いします。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節11需用費は、実績により、コンテナ代9万円及びゴミ袋代61万円等の消耗品費合わせて70万円の減額です。

48ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬は、実績により、農業委員報酬11万2,000円と農地利用最適化推進委員報酬9万8,000円の減額。

目3農業振興費、節8報償費は、イノシシ駆除謝金が実績により65万の減額。節19負担金補助及び交付金の農業用廃プラスチック処理費補助金は、実績により63万1,000円の減額。

目5農地費、節11需用費は、実績により、農業用水管維持管理費24万円と農道等維持管理費30万円の減額。節19負担金補助及び交付金は、実績により、小規模土地改良事業補助金から遊休農地解消対策補助金まで合わせて97万9,000円の減額。

目7堆肥センター管理費、節11需用費は、実績により、電気料、修繕料合わせて178万9,000円の減額です。

49ページをお願いします。

節13委託料は、実績により、堆肥センター攪拌機運転等業務委託料211万7,000円の減額。節16原材料費は、堆肥の水分調整用バーク投入量の減により61万9,000円の減額です。

50ページをお願いします。

項2 林業費、目1 林業振興費、節1 3 委託料は、実績により、林地台帳整備業務委託料3 2万円の減額。

目2 林道費は、森林環境譲与税の賃金への充当を外したことによる一般財源への財源区分の変更です。

5 1 ページをお願いします。

項3 水産業費、目2 漁港管理費、節1 5 工事請負費（単独分）は、志岐漁港臨港道路連絡道路舗装工事の実績による5 5万円の減額。

目3 漁港建設費、節1 5 工事請負費（補助分）は、志岐漁港臨港道路整備工事の実績による6 2万円の減額です。

5 2 ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費、節1 9 負担金補助及び交付金は、実績により、天草市消費生活センター負担金5 万2, 0 0 0円の減額です。

目3 観光費は、地域づくり推進基金取り崩しほか財源充当変更による財源区分の変更です。

目4 温泉センター管理費は、電気料リスク分担に係る温泉センター指定管理委託料8 万4, 0 0 0円の増額。

目5 富岡城公園管理費は、歴史資料館入館料減に伴う財源区分の変更です。

5 3 ページをお願いします。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目3 道路新設改良費、節1 3 委託料は、実績により測量設計委託料3 2万円の減額。

目4 橋梁維持費は、道路事業起債減額に伴う財源区分の変更です。

5 4 ページをお願いします。

項3 河川費、目1 河川総務費、節1 9 負担金補助及び交付金は、富岡城内地区の急傾斜地崩壊対策事業費減に伴う、熊本県への負担金1 7 0万円の減額です。

5 5 ページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費は、苓北ふるさとづくり応援基金取り崩し減額に伴う財源区分の変更です。

5 6 ページをお願いします。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節1 報酬の特別支援教育支援員報酬から、節1 9 負担金補助及び交付金の県器楽合奏コンクール出場補助金まで、実績により合わせて1 9 1 万1, 0 0 0円の減額。

目2 教育振興費、節2 0 扶助費は、対象児童数の減により、要・準要保護児童就学援助費3 0万円の減額です。

5 7 ページをお願いします。

項3 中学校費、目1 学校管理費は、小中学校校舎改築基金取り崩し等の減による財源区分の変更。

目2 教育振興費、扶助費は、対象生徒数の減により、要・準要保護生徒就学援助費30万円の減額です。

58ページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費と目2 公民館費及び目5 志岐集会所管理費は、財源区分の変更。

目3 社会教育施設費、節1.3 委託料は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための合宿受け入れ自粛要請に伴う、リスク分担分の苓北町町民総合センター等管理委託料7万8,000円の増額です。

59ページをお願いします。

項5 保健体育費、目2 学校給食費、節1 報酬の調理員報酬から、節4 共済費の社会保険料等まで、実績により合わせて70万4,000円の減額です。

60ページをお願いします。

款10 災害復旧費、項1 農林水産業施設災害復旧費、目2 林道施設災害復旧費、節1.5 工事請負費は、森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その2）の地すべり災害復旧工事における補助対象分工事1,000万円の増額と、それに付随する単独工事として90万8,000円の増額です。

61ページをお願いします。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 河川等災害復旧費、節1.5 工事請負費は、河川の災害復旧工事執行残220万円の減額です。

62ページをお願いします。

款1 公債費、項1 公債費、目1 元金は、減債基金取り崩しを減額したことによる財源区分の変更です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

ここで11時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。



はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 34ページですね、雑入で吟詠大会事業残余財産収入が26万5,000円出とりますけれども、これについて教えていただきたい。

それから、48ページ、3の農業振興費でございますけれども、イノシシ駆除の謝金マイナスの65万円ありますが、頭数がどのくらいぐらい前年度に出たか。

それからですね、タヌキ、カラスの害がそうあります。タヌキがもうどうもこうも、もうしよんなかですが、これが、タヌキがどのくらいぐらい駆除があつとるか。それと今後の見通しがどうなのか。カラスも一緒です。もうカラスは、今年はビワあたりがもうやられよるですね、色のついたと一緒。

それから、ヒヨもですね、レタスの作付けされる方々からヒヨはまだ飛うでくつとやるかいとかいうことですね、やっぱりレタスあたりがヒヨあたりにやられておると思いますが、そこら辺の駆除の方法とか、前年度にあつたら、あるいは頭数があつたら、羽数があつたら教えていただきたい。

それから、今後の見通しを教えていただきたいなと思います。

それから、堆肥センターです。7のですね、450万円ぐらいの減額となっておりますけれども、それ簡単によかですけれども、どういった理由でもう全体的に、電気料からですね、修繕費のほうから、委託料安なとととですが、理由を教えてくださいなと。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） では、先にイノシシの捕獲の関係で報告させていただきます。

イノシシの捕獲頭数につきましては、今年度実績が481頭です。平成30年が598頭でしたので、まあ2割ほど減っている状況でございます。天草管内のほかのところを調べてみましたけれども、天草市が平成30年が6,024頭、令和元年が6,093頭、ほぼ横ばい。上天草市が平成30年が1,237頭で、令和元年が1,016頭で2割ほど減少している。この減少の原因についてはちょっとわからないんですけども、本町におきましては、約30名の方で今捕獲にあたってもらっておりますが、年々高齢化の状況もありまして、やっぱり捕獲についてはですね、箱罟の見回り等大変ですね、ご苦労をかけておるところでございます。その辺の状況につきましては、今年度そのICTを使ってですね、捕獲をするということにですね、ちょっと検討をしたいということで考えております。そんな中で、少しでもその労務軽減が図れてですね、捕獲頭数の増につなげていければと考えております。

あと、タヌキ、カラスの状況については、すみません、手元に資料がございませんの

で、のちほどまた松本さん宛にご報告させていただければと思います。

それから、堆肥センターの管理費について、簡単に説明申し上げます。

まず、電気料の減ですけども、堆肥センターを発酵の状況をよくするためにですね、ブローアを常に回しております。それを夏場は結構高温になりますので、ブローアを一時的に中止する中でも発酵を進むということで、そのあたりで経費の節減を図ったというところがございます。

次に、修繕料ですけども、これは重機車両、それから設備の修繕料をあげておりましたけども、通常のメンテナンスを適切にこなすということでですね、経費削減に努めたところがございます。

次に、委託料ですけども、農協のほうに人件費としてお支払いしておりますけども、昨年途中でですね、正規職員さんが1名退職なされました。その分を臨時職員1名で対応することにしており、現在、正職員3名、臨時職員1名で対応し、その分で約200万円の減額となったところがございます。

最後に原材料費ですけども、これは水分調整用のバークでございます。昨年ですね、だいぶこう牛糞量が落ちたというふうなこともあってですね、その辺でこのバークの使用料も減額となったところがございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 34ページの吟詠大会事業の残余財産の収入でございますけれども、第25回まで開催をいたしまして、その部分に係る経費ということで、消耗品とか賞品代の部分の最終的な残余金が合わせて26万5,000円ということでございます。

それともう1点ですけども、今年の2月ですね、28日の日に実行委員会を開催いたしまして、第25回大会をもってですね、吟詠大会は終了するというところで決定をいたしました。ということで、最終的に精算をいたしまして、26万5,000円を町の財政というかですね、会計のほうに繰り入れるという形になっております。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） もう吟詠大会は、それではもう前回限りで終了ということですね。せっかく全国とかということで、大々的な名前を売ってなされた事業だと思いますけれども、先細りになってしまったということですね。やはりこういったことはですね、やはり町の吟詠に対する認識が不足しているんじゃないかなと、私は思います。ちゅうのが、例えば、グループでの吟詠大会の育成とか何かに欠けとっとじゃなろうかなと思います。そんなときに、ここがやはり苓北町は、火の付いたらぽっと燃えますけれども、それが先細りになってぽっと消えるというような傾向があります。そこら辺はで

すね、やっぱり今後十分なですね、計画の基にやっていただければ、せつかく25年続いた全国的なことがですね、いきなりぽつとやめるということになれば、各全国的にも楽しみにしておいでになる方々も、相当やっぱりおいでになったんじゃないかならうかと思っておりますので、やはりそういった全国大会をやるということになれば、地域を盛り上げるようなやっぱり活動をするとかですね、そういったことをやっぱりやっていただきたいなと思っております。今後、やはりサッカーの問題とかいろいろあると思います。そういったことがございますので、線香花火にならんようにですね、ひとつ極力努力をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、害獣の駆除対策でございますけれど、確かにイノシシあたりにも、相当やっぱり神経を使っておられると思っておりますけれども、ただタヌキ、カラスには案外無頓着じゃないかなと思っております。そこら辺もですね、タヌキ、やはりカラスというのは、目に見えないようなことでも相当やっぱり被害が大きい。ぜひですね、これはイノシシと同じような対策を講じていただきたい。イノシシは農作物だけでございますけれども、特にタヌキあたりはですね、やっぱり市街地までも及んでですね、やはり人的な被害、病気とか何かの感染にも相当なやっぱり影響力があるんじゃないかならうかと思っておりますので、そこら辺もぜひ今年度あたりから力を入れて取り組んでいただければなと思っております。

それから、これはお願いですけれども、今、捕獲者の方々が数が減っておるということでございますが、やはり1回ですね、忘れてこう流した人がですね、もう1回試験受けに行ってもなかなか通らんそうですよ。もう高齢化してですね。確かに、実働面はですね、県の指導者あたりよりも知つとるわけですが、ペーパーがなかなか通らん。それから、林務サイドあたりはもう官僚的な仕事しておるもんですから、細部に渡ってのその地域がどう困っておるとか、あるいは書き方がどうのこうのというのは全く知らずにですね、本当に頭の中で前任者のままとというような仕事のやり方をしているようでございますので、もう少しですね、林務課あたり、あるいは県知事あたりを動かしていただいて、根の張った指導をしていただくようお願いしておきます。

以上です。回答要りません。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 吟詠大会の件でご説明をしておきます。

まず、吟詠大会は、熊本県の名立たるそれぞれの流派の先生方の指導の下で、ずっと続けてまいりましたが、その日程が、その方たちの日程にこの2、3年ですね、非常に惑わされて、我々の日程がここでやりたいと思っても、流派の先生方の日程に合わせなければならなかったということで、ちょっとそれが1つ。

もう一つは、やはり高齢化で流派の先生方も高齢化、そして、出場を今までしておら

れた方も高齢化で、出場者が極端に減ってきたということでもあります。それと併せて、この地元でも教えておられた方がいらっしやらなくなって、そして地元からの出演者も皆無に近い状態になったと。そういうことですね、定期的に関くには非常に困難な状態になりましたので、25回と長く続けてまいりましたが、そういう状況で今年からやめるということになったところでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 私はそういった事情じゃなくてですね、やっぱり一旦取り込んだならば、地域が燃えんばいかんとじゃなかるうかなと。地域の指導をしてくださいというようなことを、主力に申し上げたつもりでございます。意見が違ふ。私の言い方が悪かったと思いますけれども、仮に、先生方とかどうのこの予定はなくてもですね、地域だけででも、やっぱり吟詠大会やろうというようなやっぱり取り組みがあつてですね、全国大会、世界大会やっつかんばですね、その何かでぽつと燃えてぽつと消えるようじゃったちやいかん。やっぱり地域があつてこそ、その取り組みがあるんだろつと思ひます。特に吟詠あたりはですね、今介護保険あたりのいろいろな問題も出ておりますけれども、やっぱり腹式呼吸関係でですね、身体にも良いというふう聞いております。そこら辺も合わせて、ぜひやっただければよかつたんじゃなかるうかなと。仮に先生方たちが来らんでも、ならほんなら苓北だけでやろうというようなことでもよかつたんじゃなかるうかと思ひますので、そこら辺をですね、私は強調して言つたつもりでございますので、ちよつと言い方が違ふとる、解釈が違ふようでございますので、改めて申し上げておきます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 3点ほどお伺ひいたしたいと思ひます。

まず1点目ですが、今回の専決で林道災害復旧事業費の繰越明許費の専決が1,100万円出ております。これに関連して、災害復旧費のほうで補正予算が1,090万8,000円、60ページですが、ここに出ておりますが、明許繰越は、議会の事前承認が必要ですね。議会、明許繰越。事故繰越は当然到底してなかつたもので、事故繰越が発生した場合は、事後報告というふうになっておりますが、専決で明許繰越の設定というのが、地方自治法可能なのかどうかを1点お聞きしたい。

それと、なぜ1,000万円近くの補助事業が3月31日、通常であれば3月補正までわからなかつたのかというのをお聞きいたしたいと思ひます。

それと、去年の専決に比べれば、件数が相当減つてゐるんじゃなかるうかというふうに見えますけれども、中には執行残の見込みで今回専決で落としてゐるというような説明

もちょっとありましたが、これだけの内容についてですね、通常であれば流用対応で必要なものとはとると。特に、ちょっと気になったのが、選挙関係の40ページですけれども、事業費に39万3,000円を増して、ほかの費目をその分減額しているというような専決をされていますが、このような同じ事業の中であれば、流用対応で3月31日を待たなくてですね、本当に必要なものはもっと早く購入すべきであって、3月31日で必要になるような消耗品というのが何なのかというふうなこともあります。単に決算をにらんでの専決というものは時間がかかる。また、それに伴って職員の業務量が増大すると。特に今回はコロナ関係もあってですね、バタバタしている中での専決だったろうかと思いますが、本当に不要不急の専決というものは当然必要かと思いますが、それ以外については、もう決算残というふうな形で処理が必要ではなかろうかと、これは去年も言いましたが、もう少しやっぱり職員の業務の効率化というものを考えるべきではなかろうかと思しますので、この2点についての考え。

それと、先程松本議員のほうから堆肥センターの話がありましたが、堆肥センターの堆肥の販売数量が60万円程度減になっておりますが、これはどちらのほうの特別堆肥なのか、普通堆肥なのか。目標に60万円届かなかったのが、どちらだったのかについてお聞きいたしたいと思っております。お願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい、企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） まず、2点お尋ねありましたので、繰越明許費につきましては、議会の議決が必要ではないかというところですが、補正は補正予算ですので、本来ならば議会を開いてしていただくべきだと思いますけど、いとまがなかったということで町長もありますけれども、そこにつきましては、判例ですね、を最終確認をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、事務費等の増減の部分については、流用で早急に対応してもよかったんじゃないかというふうなご質問であったかと思っておりますけれども、3月の議会終わってから、おっしゃるように、流用で可能でもありますけれども、議会にお諮りしてというところもありましたので、承認をいただいていたところもありましたので、今後はもうその辺も緊急にその必要であればですね、流用するというのも、自治法上可能でありますので、柔軟に対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） 今回の繰越明許費の関係で回答させていただきます。

6ページにあります1,100万円の繰り越しですが、これはさっき企画政策課長から説明がありましたとおり、森林基幹道苓北天草線（その2）についての増額分でございます。この工事については、3月に事故繰越の承認を受けたところでございますけれども、財政法に事故繰越の規定につきましては、年度内に支出負担行為をなし、避け

がたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものというふうな規定がございます。今回の繰り越しにつきましては、現在、工事中でございまして、今後の工事の中で増額の可能性が無きにしもあらずということで、その分を繰越承認を受けるものでございます。先程財政法のほうを説明しましたけども、この分については、まだ支出負担行為、額が確定しておりませんので、支出負担行為がなされておきませんので、事故繰越としては処理できないものでございますので明許繰越として計上させていただきました。

次に、堆肥の販売利用ですけれども、今回、62万6,000円減額させていただきました。牛糞の搬入量がですね、だいぶ減ったこともあって、その分、堆肥の生産も減ったんですけれども、当初計画から実績についてそれぞれ申し上げますと、普通堆肥が当初計画が337トンに対して、実績で314トン、特殊堆肥が当初241トンの計画に対しまして、実績で196トンでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 今、6ページの繰越明許費、これについてはもう少し、再度、なぜ明許繰越費を議会の事前承認になっているのかということも併せてですね、検討してもらいたいと思います。これは、予算自体の執行の問題もあります。専決でこういう繰越明許費を今回やむを得ないということであってもですね、それ自体がどうなのかと。

それと、先程災害復旧費の1,000万円という大きな金額が、なぜ3月の議会中までですね、わからなかったのかということをお教えしてもらいたい。そんなに事前に災害復旧というのは査定があった後でですね、幾らというのが決定されると思います。その1工事は、相当議会の中でもいろんな質問等も出てですね、進んでいきましたが、その2工事自体は、その後の舗装工事とかですね、一般のものであるということであまり問題なかったんですが、1,000万円という高額な補正追加というのであれば、何らかの事情が新たに発生したのかどうかということもあって、質問いたしました。やはり災害復旧というのは、あとあと人命にも大きな事柄にもなりますので、その点もう少し教えていただきたい。

堆肥の内訳はわかりました。その点をお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。繰越明許費の補足の説明をさせていただきますと、1,100万円のこの明許の額というのは、工事費としてはまだ全然確定した額ではございません。現在、工事中でございまして、これが10万円になるのか、1,000万円になるかというのも不明でございます。工事する中で突発的な事故じゃないですけども、大きな増額になる可能性もありますので、その点も加味したところで1,100万円を計上したところでございます。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 私の質問は、その明許繰越の1,100万円の設定の金額の云々じゃないんです。明許繰越はですね、質問したのは、明許繰越の場合は議会の事前承認をとるというふうに地方自治法上なっていると。事故繰越は突発的な事項だから議会の承認なくてもですね、どうしても翌年度に執行せざるを得ないというふうになった場合は、事後報告というふうになっているというのが基本的なものだと思っておりますので、その点をお聞きしたいということだけだったです。

ただ、私が再度お聞きしたいのは、工事請負費で1,090万8,000円の補正をとっていると。再度申し上げますけれども、その2工事自体は舗装工事であったり、側溝工事ということですね、ただ法面工事が入ってましたですね。だからその法面工事で当初考えていた以外の大きな問題が生じたのかどうかと。だから1,000万円の補正の内容についてお聞きしたわけです。

それと、災害査定自体がどのように国のほうの査定を受けたのかという点をお聞きしたわけです。

その点を再度お答えいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。現在、この工事は明許繰越ですね、平成30年からの繰越しで実施しております。その分の残といいますか、契約額にてまだ工事が終わってない分については、事故繰越というふうな形で3月に承認を受けさせていただきました。事故繰越につきましては、先程説明しましたとおり、負担行為が終わった分でないと事故繰越ができませんので、今後、新たに発生するのに対応するための予算についてはですね、まだ現予算にはございませんでしたので、それを見越したところで増額をさせていただいて繰越しを、承認をいただくというような形で計上をさせていただいたところでございます。で、よろしかったですかね。

○1番（山口利生君） いや、私はそれはもういいと。内容についてお願いします。

○農林水産課長（宮崎良成君） 工事の内容については、今やっている工事内容につきましては、舗装の工事、それから側溝の敷設、それと法面のモルタルの吹付等が主な部分でございます。その内容が大きく変わるということはないかと思っておりますけれども、面積等については、現場の状況によって今後変わる可能性があるというふうなことで、その分を今回補正させていただきました。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） えっとですね、私がお聞きしたいのは、その1,000万円と

いう多額の工事費の補正ですよ。その何を1,000万円ということで、計画をされていらっしゃるのか。当然、災害復旧費ですから、国のほうの災害査定を当然受けた後でないと、災害復旧費の予算化というのはいかなるはずでございますので、あらかじめ町だけで災害復旧費の見込みで、単独費なら別ですよ。災害復旧費は国庫補助金ですから、内示等とか事前の承認等があった上で、初めて予算化をしていくものだと私は認識しておりますので、この1,000万円という予算の内容についてお聞きしたいということをご質問したわけですから。その点をご説明をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎良成君） はい。これにつきましては、先程から説明しておりますとおり、舗装なり、法面のモルタルの吹付工なりの増額に対応するため、それが実際できあがってみませんと、何平米増えるとかその辺はわかりません。それに対応する予算として計上したということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 見込額として計上したということでの理解になるわけですか。

はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 38ページに、離島航路の運営補助金が186万6,000円減額になっていますが、先程説明の中では、数値の説明だけでした。もうちょっと詳しくどういう形で減額するのか教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 金額がですね、186万5,679円になります、トータルですね。その内訳といたしまして、収益から費用を引いた差し引きが純損失ということになります。その分がですね、損失額が68万837円の減額になっております。あと国庫補助金がですね、100万6,842円増額になっております。長崎市からの補助金も17万8,000円増額になりまして、合わせて186万5,679円ですので、186万6,000円の減額をさせていただきました。

○7番（浜口雅英君） はい、終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、承認第6号、専決処分の承認について、専決第6号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 承認第6号、苓北町国民健康保険特別会計専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第6号、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,190万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,242万8,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、県支出金等の確定、歳出では、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金2,942万7,000円の減額は、普通交付金及び特別交付金の概算交付額の確定により補正を行うものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2事務費繰入金3万3,000円の減額、節3出産育児一時金等繰入金85万1,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

款11諸収入、項4雑入、目1一般被保険者第三者納付金149万9,000円の減額、目2退職被保険者等第三者納付金9万9,000円の減額は、該当事業がなかったことによるものでございます。

次に歳出でございます。

9ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費3万3,000円の減

額は、事業費確定によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

項4 医療費適正化対策事業費、目1 医療費適正化対策事業費、節4 共済費1,000円の増額は、社会保険料率が3月に改定されたことによる不足分の増額となります。

次に、11ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、目2 退職被保険者等療養給付費、目3 一般被保険者療養費、目4 退職被保険者等療養費の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に、12ページをお開きください。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、目2 退職被保険者等高額療養費の減額は、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、13ページをお開きください。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の127万6,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、14ページをお開きください。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は、財源区分の変更でございます。

次に、15ページをお開きください。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目5 保険給付費等交付金償還金198万8,000円の減額は、9月補正の(第1号)におきまして、平成30年度の普通交付金の精算によります還付に要する額を計上しておりましたが、その後、熊本県におきまして、普通交付金につきましては、還付で調整せず、現年度の交付すべき普通交付金から差し引くことにより調整されることになったため、減額をするものでございます。

次に、16ページをお開きください。

款10 予備費、項1 予備費、目1 予備費1,548万5,000円の増額は、歳入財源の確保に伴う歳出額の調整によるものでございます。

以上が、令和元年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の内容でございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長(錦戸俊春君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 承認第7号 専決処分の承認について

##### 専決第7号 令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認について、専決第7号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 承認第7号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第7号、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,055万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,547万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、介護保険料及び国県補助金等の確定、歳出では、保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、恐れ入ります、6ページをお開きください。

歳入です。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料67万1,000円の増額、節2現年度分普通徴収保険料191万5,000円の減額、節3滞納繰越分普通徴収保険料5万7,000円の増額は、いずれも確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分282万7,000円の減額は、交付額確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金184万2,000円の増額、目2地域支援事業交付金、節1現年度分、介護予防事業交付金

と包括的支援事業・任意事業交付金合わせて139万7,000円の増額につきましては、全て交付額の確定によるものでございます。

9ページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分22万5,000円の増額、目2地域支援事業交付金、節1現年度分6,000円の減額につきましては、いずれも交付額確定によるものでございます。

10ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分につきましては、交付額確定により250万7,000円の減額でございます。

11ページをお願いします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1現年度分につきましては、介護予防事業交付金と包括的支援事業・任意事業交付金合わせて、交付額確定により5万5,000円の減額でございます。

12ページをお願いいたします。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金3,000円の増額は、実績によるものでございます。

13ページをお願いします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3事務費繰入金、節1事務費繰入金49万1,000円の減額は、実績によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金551万円の減額は、基金の取り崩しの必要がなくなったためでございます。

15ページをお願いいたします。

款9諸収入、項3雑入、目3雑入、節1雑入は、社会保険料等、介護予防計画作成手数料合わせて143万4,000円の減額につきましては、実績によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

これより歳出となります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬49万1,000円の減額は、実績により減額をするものでございます。

17ページをお願いいたします。

款1総務費、項4地域包括支援センター運営事業費、目1地域包括支援センター運営事業費、節13委託料34万2,000円の減額は、実績により減額をするものでございます。

18ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等給付費、節1 9 負担金補助及び交付金1 2 3 万3, 0 0 0円の減額は、実績により減額するものでございます。

1 9 ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等給付費、節1 9 負担金補助及び交付金4 6 0 万2, 0 0 0円の減額は、介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防サービス計画、地域密着型介護予防サービス給付費いずれも実績により、減額したものの合計でございます。

2 0 ページをお願いします。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、節1 9 負担金補助及び交付金2 9 2 万1, 0 0 0円につきましては、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画の実績により、減額するものでございます。

2 1 ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、目5 生活支援体制整備事業費、節1 報酬7 9 万7, 0 0 0円の減額と節4 共済費1 6 万7, 0 0 0円の減額は、実績に応じたものでございます。

2 2 ページをお願いいたします。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金、節2 5 積立金3, 0 0 0円の増額は、基金運用益の実績に応じたものでございます。

以上が、令和元年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

日程第 10 承認第 8 号 専決処分の承認について

専決第 8 号 令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第 10、承認第 8 号、専決処分の承認について、専決第 8 号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 承認第 8 号、苓北町後期高齢者医療特別会計専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお開きください。

専決第 8 号、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 7 8 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1, 4 3 3 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、保険料の確定、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6 ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料 6 8 万 7, 0 0 0 円の増額、目 2 普通徴収保険料 7 4 万 2, 0 0 0 円の減額は、徴収保険料の確定により、補正を行うものでございます。

次に、7 ページをお開きください。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金 5 万円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、8 ページをお開きください。

款 5 諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入 1 6 2 万 7, 0 0 0 円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、9 ページをお開きください。

項 5 雑入、目 1 雑入の 5 万 6, 0 0 0 円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

10 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 1 7 0 万 4, 0 0 0 円の減額は、事業確定によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金8万円の増額は、事業確定によるものでございます。

次に、13ページをお開きください。

款4予備費、項1予備費、目1予備費13万5,000円の減額は、事業確定によるものでございます。

以上が、令和元年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 承認第9号 専決処分の承認について

##### 専決第9号 令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、承認第9号、専決処分の承認について、専決第9号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 承認第9号、専決処分の承認について、専決第9号、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

次の次、1ページ目をお願いします。

今回の補正は、令和元年度下水道事業費の確定及び精算によるもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ745万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,442万1,000円とするものでございます。

6 ページをお願いします。

款 4 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金は、歳出の確定及び精算により 7 4 5 万 9, 0 0 0 円の減額です。これにより令和元年度の一般会計繰入金は起債償還分のみ  
に充当することとなります。

次に、歳出につきまして説明いたします。

7 ページをお願いします。

款 1 公共下水道事業費、項 1 下水道管理費、目 1 一般管理費でございますが、総額で  
7 4 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。節 1 1 需用費は、消耗品費の薬剤代の実績  
により 9 5 万 9, 0 0 0 円の減額です。節 1 3 委託料の処理場等維持管理業務委託料は、  
富岡浄化センター等維持管理業務委託、汚泥脱水業務委託、前処理槽汚泥清掃委託業務  
の実績による 4 3 5 万円の減額、汚泥運搬処分委託料も実績による 6 5 万円の減額で、  
合わせて 5 0 0 万円の減額です。節 2 7 公課費は、平成 3 0 年度決算に伴う消費税の確  
定により 1 5 0 万円の減額です。

次に、8 ページをお願いします。

款 1 公共下水道事業費、項 2 下水道事業費、目 1 下水道事業費でございますが、一般  
会計からの繰入金は、全て起債償還分のみ  
に充当するため、財源内訳の補正で、一般会  
計からの繰出額に当たる特定財源「その他」の 2 0 3 万 7, 0 0 0 円を減額し、下水道  
一般財源 2 0 3 万 7, 0 0 0 円の増額する財源区分の補正です。

以上で、令和元年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑  
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認  
めます。

これから討論を行います。討論  
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認  
めます。

承認第 9 号を採決します。

本案は、承認することにご異議  
ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認  
めます。

したがって、承認第 9 号、専決処  
分の承認については、承認すること  
に決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 承認第 1 0 号 専決処  
分の承認について



**専決第10号 令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）**

○議長（錦戸俊春君） 日程第12、承認第10号、専決処分の承認について、専決第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（田尻 悟君） 承認第10号、専決処分の承認について、専決第10号、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

次の次、1ページをお願いします。

今回の補正は、令和元年度特定地域生活排水処理事業費の確定及び精算によるもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,794万円とするものです。

4ページをお願いします。

第2表地方債の補正です。工事請負額の減額に伴う変更で、借入限度額を160万円から40万円減額し、120万円とするものです。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、款7町債、項1町債、目1下水道事業債、節1下水道事業債は、事業費の確定により、特定地域生活排水処理事業の下水道事業債40万円の減額です。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款1特定地域生活排水処理事業費、項2生活排水処理事業費、目1生活排水処理事業費、節15工事請負費で、特定地域生活排水処理施設設置工事（合併浄化槽工事）の確定により、40万円の減額でございます。

以上で、令和元年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第10号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、専決処分の承認については、承認することに決定しました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第13 承認第11号 専決処分の承認について

専決第11号 令和2年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、承認第11号、専決処分の承認について、専決第11号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第11号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度苓北町一般会計補正予算を令和2年4月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一つで、住民1人当たり10万円の給付を行う特別定額給付金について、国会審議を経て、令和2年4月30日に国の補正予算が成立しましたので、できるだけ早く住民へ給付ができるよう、給付金及びその事務費について4月30日に増額補正する必要が生じましたが、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分をいたしましたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願いを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 専決第11号、令和2年度苓北町一般会計補正予算

(第1号)の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億6,736万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和2年4月20日に閣議決定され、4月30日に国の補正予算で成立した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一つである「特別定額給付金」の支給に関する補正です。給付額を世帯構成員1人につき10万円給付し、併せて、その給付に伴う事務費についても増額補正するもので、国の補助率は10分の10です。

5ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4特別定額給付金給付事業費国庫補助金は、令和2年4月27日を基準日とし、苓北町の住民基本台帳に記録されている者で、日本人6,964人と外国人77人を合わせた7,041人に加え、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて市区町村の住民基本台帳に記録されていることとなった者を含むとされておりますので、その基準日以降に住民基本台帳に記録される予備転入者を10人と想定し、合計7,051人×10万円の7億510万円を増額するものです。節5特別定額給付金給付事務費国庫補助金は、7ページ、歳出の節1報酬から節14使用料及び賃借料までの事務費726万4,000円から、次の6ページの事務補助員本人から負担徴収する社会保険料等の22万円を差し引いた704万4,000円を増額するものです。

6ページをお願いします。

款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節2雑入は、先程ご説明いたしました、事務補助員の報酬支給に伴う社会保険料等の徴収基準表に基づき、本人から徴収する社会保険料等22万円の増額です。

7ページをお願いします。

歳出です。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬は、特別定額給付金給付事務に伴う短期の会計年度職員として雇用する、事務補助員2人分×5カ月分の事務補助員報酬141万4,000円の増額です。

節3職員手当等は、給付事務に係る職員の時間外勤務手当30万円の増額。節4共済費は、会計年度任用職員として雇用する事務補助員の報酬支給に伴う社会保険料等45万円の増額。節9旅費は、職員の熊本市出張1回分の普通旅費2,000円と、事務補助員に支給する通勤手当としての費用弁償9万円を合わせた9万2,000円の増額。

節11需用費は、プリンタートナー及びその他事務に係る消耗品費として121万2,000円を増額。また、申請受付事務を郵送により行うため、各世帯に通知する封筒印刷代及び周知のための広報やチラシ印刷代等の印刷製本費として65万5,000円の

増額。受付事務新設に伴うパソコン用のLANケーブル及び電話回線敷設に伴う修繕料30万円を合わせた216万7,000円の増額です。

節12 役務費は、各世帯に通知する3回分の後納郵便代として101万8,000円の増額。節13 委託料は、給付事務に係る申請書の発送及び受付等一連のシステム改修委託料として102万3,000円の増額。節14 使用料及び賃借料は、受付事務に伴うパソコン2台とプリンター2台を、5月から12月までの8カ月の電算機器レンタル料として80万円の増額。

節19 負担金補助及び交付金は、令和2年4月27日現在で給付対象者となる芥北町の住民基本台帳に記録されている日本人6,964人と外国人77人、及び基準日以降に住居基本台帳に記録される予備転入者を10人と想定し、合わせて7,051人×10万円の特別定額給付金見込み額7億510万円を増額するものです。

以上で、令和2年度芥北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 要らぬ心配と言われるかもしれませんが、ちょっとだけ心配がありますので、ご質問をさせていただきたいと思います。

現在、7億円相当の定額給付が組まれているわけですが、聞くとところによりますと、芥北町は今日からですか、支給が開始されるということで、ほかの市町村に先駆けてこういった緊急対応というのは大変喜ばしいことだと思っているところがございます。しかしながら、7億円という莫大な金額でございます。国庫補助が100%来るのはわかっておりますけれども、その間、来るまでのその経費の云々について少しだけ心配をしております。一借りが10億限度額がございます。その一借りの中で賄うならいいわけですが、専決第5号の町債をみますと、ここに4億3,000万円程度の町債がございます。私の経験と言っては何ですけども、令和元年度分の借り入れは、多分政府資金については5月の25日相当にいつも借り入れがなされるのではないかと思います。まあ今日から数えて5月25日まで短期間でございますので、芥北町でございますので、その財政にはですね、支障はないと思いますけれども、現在のことを考えると、その、この次、第2弾、第3弾になった場合には、一借りの限度額もですね、上げるという措置もとられたほうが余裕をもってですよ、財政運用に当たれるのではないかと思います。現在の財調の基金が幾らあるか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは、一日でも早く町民の皆様方に10万円にお配りしたいということの中で、議会の補正予算でやりますと2週間ぐらい遅れますのでやったところでございます。国に聞きましたところ、もうなるだけ中旬ぐらいまでには振り込むというようなことございましたので、その7億円もその辺のところでは解消するんじゃないかと。短期で利息がとにかく20万円ぐらいでしたか、そんな形でお借りすることにしておりました。ところが、お借りする前に、もう既に国からも振り込んできておまして、昨日か一昨日か、要するに我々が配る前にですね、そういった意味じゃ非常にありがたかったと。ただし、もしそれが遅れても、中旬を挟んだ中でなるべく早く振り込むと国の決定がですね、意志が強かったという判断の中でお借りしたわけでございます。確かに、今後、もっとこうコロナウイルスがはびこりますと、今言われたような形で、資金が必要になってくることもあり得るかと思いますが、そのときは情勢を見ながらですね、また議会にも相談してまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 最初述べましたとおり、要らぬ心配でございましたけれども、まあこういった考えも議員そのものが持っております。そして、また、町民の方々もですね、7億円大きいなという不安も多々ございます。町長の決断です、他町村よりも早く10万円の支給されたことは非常によかったなと思います。苓北はプラスですよ、苓北町独自の、まあこの後に説明もあるようでございますけれども、財政支援といえますか、そのことがあったらなおさら結構だと思います。まあ事務も大変でございますけれども、一刻も早く町民の方々に支給されることを望みたいと思います。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 5月14日から支給が始まるというふうに思いますが、対象人数は具体的に何人なのか教えてください。

それから、14日の支給に向けて、もう既に早い人は郵便で送ってこられると。あるいは、まだ手持ちの方もおられるというふうに思いますが、そこら辺の申し込みの状況はどのような形で今統計取っておられるのか。

そうすると、苓北町は今42%ですか、高齢化率が。その中には、独居老人の世帯とか、あるいは単独での、自力での行動に支障があるとか、いろいろ形があるかというふうに思います。そういう状況はですね、どのように捉えておられて、具体的な実数は幾らなのか教えてください。

それから、これは全額国が交付金を出しているわけですが、それ以外に、町独自で何か今回のコロナに関わる町民への施策といえますか、何か考えておられるのか、おられ

ないのか、教えてください。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。浜口議員さんのお尋ねの件にお答えいたします。

まず、状況ですけど、5月の7日の日に3,149世帯に対して申請書を発送しております。5月の7日に3,149世帯へ申請書を発送いたしまして、本日、5月14日ですが、今日が第1回目の振り込み日ということで、今日までの状況ですが、その3,149世帯のうち、本日支払った分が1,671世帯でございます。率にして53%で、半分をこの段階で世帯ベースで超えております。

○7番（浜口雅英君） 人数もいいですか。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。人数がですね、3,986人分です。3億9,860万円ですので、3,986人分を本日お支払いをしております。

もう一つですね、先程申し上げた高齢者世帯の件ですが、今、一人暮らしのですね、65歳以上の世帯の方が町内で調べたところ、360世帯程度ございます。この方たちへの件につきましては、当面、この事業に取り組んでいきます中で、ちょっと様子を見ながら、まだ申請をされてない方に対しまして、申請をお忘れでないですかというような勧奨というか、そういうお知らせをしていきたいと思っております。そのお知らせの中で、やはりそれでもまだという場合には、一応ご相談というか、直接ですね、何かお困りのことはないかというような、そのような取り組みをしていきたいと、今のところはそのように考えているところであります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 最後の質問の町独自の対策につきましては、この後の補正予算の提案で申し上げたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） お年寄りの方への対策ですが、忘れておられるかもしれないと。そこら辺は郵便で催促するのか。それとも役場の職員が直接出向いて、そこら辺の何て言いますか、状況を把握していくのか教えてください。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。現在、私の考えといたしましては、まず、勧奨につきましては、郵便を使ったお知らせを考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先程、当初の質問ですね、ちょっと触れましたように、もしかしたら軽い忘れにかかっておられるやもしれんと思うとですよ。そういうところにまた郵便を出しても何回繰り返すのか。それよりも、もう、いち早く、町長もいち早くお渡ししたいという考えを町が持つておるのならばですね、大体状況はつかめておられるわけでしょう、福祉保健課では。町内のそういう方々のそういう恐れがある方とか、なってしまっておられる方、そして、そういう中で独居でおられる方、あるいは何人かで住んでおられる方、そこら辺はつかんであるはずですので、やっぱり一日も早くこの事業を完遂させたいということであれば、郵便じゃなくてですね、実際出向いて行って、そしてついでに、その家庭の状況あたりも確認してくればいいんじゃないですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。まずはですね、お忘れではないかという方もいらっしゃると思いますので、郵便を使って、その後にそのフォローをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第11号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、専決処分承認については、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第37号 苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議案第37号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第37号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和2年5月14日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めることに伴い、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いします。

苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険条例（昭和34年苓北町条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の3条を加える。

次の次のページにあります、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表をお開きください。

右が改正前、左が改正後で、下線の部分が改正部分となります。

補足説明をいたします。

改正後の附則のあとに、（施行期日）の見出しを付けまして、第1条となります。

この度の一部改正におきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金につきまして、第2条から第4条を追加しております。

第2条第1項につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するとしたものです。

次の第2項につきましては、被保険者の日額報酬等についての算定方法で、その3分の2が1日の傷病手当金の額となること、最高等級の標準報酬月額であります139万円の30分の1に当たる日額4万6,330円の3分の2に当たる3万887円が傷病手当金の最高日額となるものです。

次の第3項につきましては、支給期間を最長1年6月までとしたものです。

次のページをお開きください。

第3条につきましては、給与等が支払われる期間においては、傷病手当金を支給しないことを明記し、ただし書きで、算定された1日の傷病手当金の額より少ない給与等が支払われた場合には、その差額を支給するとしたものです。

第4条につきましては、何らかの事由により給与等を全て受け取ることができなかった場合には、傷病手当金の全額を支給し、給与等で受け取った額が傷病手当金の額より少なかった場合には、その差額を支給。ただし、既に差額として傷病手当金の一部を受け



取った場合には、その額を支給額から控除するとしたものです。

第2項につきましては、保険者である町が傷病手当金を支給したのち、事業主も給与等を支払うことになった場合には、町は傷病手当金を支給する必要がございませんので、町の支給額を事業主から徴収するとしたものです。

条例（案）本文の2ページに戻っていただき、附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） この傷病手当金の対象者ですが、給与等を受けて、支払いを受けている被保険者が限定されていますが、国民健康保険の大部分は高齢者であったりですね、会社退職して無職だったり、農林水産業の方々、それと一般の商店の方たちで、その方たちは基本的にそのコロナウイルスで入院してもこういう傷病手当金は、これからは出ないわけですね。あくまでも、そうすると非常にこのコロナの傷病手当の国民健康保険条例を改正しても恩恵を受ける人はほんの数%なんではないでしょうか。あのパートで厚生年金とか健康保険に入っていない方たちが、対象になるということではございませんか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） まず、対象者のほうですけれども、荅北町におきましては、今現在21名が該当するというので、先程漁業とか農業ということで、青色申告をされている方で、給与として支給を受けていらっしゃる方もここでは対象になるということになっておりますので、町内では今のところ、税のほうで調べたところでは21名が対象ということで、こちら把握しております。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） それでは、農業とか漁業をされている方は当然給与等はもらってませんけれども、こういう病気で入院した際は、当然収入がなくなるわけですね。そういう人たちに対しての支援というものは、国民健康保険ではないということになるわけでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） はい。これはあくまでも傷病手当金ということになりますので、国保の方ですと、給与等を受け取っている方が対象ということになります。

○議長（錦戸俊春君） はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） えっと、と言いますのが、やっぱり国民健康保険に入ってますね、先程申し上げたような、特に農業関係者の方々为本当に農業に就けないといった場合に、失業保険ももらえないし、大変なことになろうかと思うんですよね。これは国の政策でこういう国民健康保険の傷病手当金、これは国が決めたものに対しての準用なのか、あくまでも町として、国民健康保険に加入していただいている町民の方への支援ということで、独自対策としてこれを打ち出されるわけでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） はい。これは国に準じておりまして、熊本県内全市町村が今後その前にですね、専決とか臨時議会において条例の制定、一部改正のほうを提案、上程するようにしております。

○議長（錦戸俊春君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 国民健康保険税のほうから言わせていただきますと、そういったコロナの関係です、世帯の減収等があった場合は、減免措置ということになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。

○1番（山口利生君） はい。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） この中でですね、条文の中で2条ですね、2条の中で発熱等の症状がありて入ってますね。今、巷では、その発熱せんでもその感染している人がいっぱい出てきよつというところでございますが、これは今のこの時世に、この条文が合いますかね。

それともう1点、そのこの保障というのは、先程山口さんがおっしゃったように、全然その給与体系とか何か整わない、何ですかね、農業とか何かなさっとられる方でやっぱり生活が困るつという方もおいでになると思いますが、そういった方には全然対象はないということでございますか。あるいは、それに相当するような何かが出るということでございますか。

○議長（錦戸俊春君） はい、健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 発熱等の症状がありということで、この症状の把握につきましては、医療機関にかかっただいて、そこでお医者さんの、医師の証明をいただいで、そこから支給の傷病手当金の対象となつてまいりますので、そういったところでの把握ということになります。ですから、本人が病院に行かれて、先生が認められたらそこから対象という形になります、症状につきましては。

あと、対象者ですかね、国保の方で給与等を受け取っておられる方ということで記載があっておまして。

○5番（松本良人君） おらんもんには何かあるかって。

○健康増進室長（田尻康彦君） はい。

○5番（松本良人君） 給与とか何かとつとらでん、もう要するに農業とか何か別に事業しとって、そん人たちにはまたほかに手当がありますかということですよ。

○健康増進室長（田尻康彦君） 先程、税務住民課長が言われたとおり、税の減免ということで、あと個人的な事業、農業、漁業に対しましては、また別の事業であると思えますので、そちらで対応させていただきたいということです。ですから、今回の条例の一部改正につきましては、国保に入っている方で、給与を受け取っておられる方が対象ということになりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 条例の中にですね、例えば、発熱等の症状がありということで、こればっちりうたうとですね、発熱しとらんもんなでけんというような形になつとじゃなかとですかね。先程、条例あたりの改正なんかでも「が」を入れたり入れんやったりしてでもう、相当なやっぱり訂正をされたということですよ。ほってこの際、これは発熱等の症状を消せばですね、別にさっきおっしゃった、今課長がおっしゃったように、医療機関がそれを認めればもうよかたでありますけれども、これ発熱等の症状がありとここにはっきり入つとれば、発熱がなからんばつとまらんとじゃなかつたかなというようなですね、日本語の解釈ですけれども、あるいは、この法の解釈なんですけれども、そこら辺が出てくつとじゃなかるうか。それよりも、もう思い切って打ち切ったほうがいいんじゃなかるうかと思えますけれども。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 第2条第1項につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるときに限りということで明記をしておりますので、その中でですね、医療機関等での診断において判断をさせていただくことになります。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 要するに、コロナと認定されるか、その症状がコロナであるということであればよかちゆうことですよ。ただそこに発熱等が書いてあるから、それは削除したほうがいいんじゃなかつたかというようなことを言いよるわけですよ。今まで小さいことですよ、「が」を付れたり、「の」を付れたりしとつとに相当な感じですよ。今までの条例の中では論議がされてきたわけですよ。今回、こういうことで

あれば、疑わしかって発熱しとらんけんおまえんとはだめだという形になりはせないかと、この際、こういったことはもう削除したほうがいいはなかかっていうようなことを言いよるわけですね。今までですよ、この条例とか規則がですね、そういった小さいことにこだわらずにですね、今まで審議がなされた条例はありますけれども、「が」を「の」にしたり、「より」をどうのこうの云々にしたり、書き直したことがいっぱい出てきじゃなかですか。そういった小さいことを言いですね、ここには大きなことを言う。拡大解釈でようはなかかという言い方は、矛盾しているんじゃないかなというわけですよ。それよりも、もう消せば、全てOKてなっとじゃなかろうかなということですね。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 松本議員、今おっしゃることもわかりますが、一応、今のコロナウイルスの症状としてですね、主に発熱であるとか、咳とか、味覚の障害とかそういった部分がありますので、あえてここにつきましては、発熱等ということで、発熱も含めたところですね、そのほかの症状も含めたという形で「等」という形にしております。ちなみにですね、先程、室長が申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われるときに限るということで、疑われる場合もですね、該当するというようなことをごさいますて、なお、この手当金ですね、今回の改正の部分につきましては、国、厚生労働省のほうからですね、こういった通知がまいりまして、先程言いましたように、各自治体がですね、条例改正に取り組んで対応していくということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第38号 令和2年度荅北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第15、議案第38号、令和2年度荅北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第38号、令和2年度荅北町一般会計補正予算（第2号）（案）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に3,334万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億71万1,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急経済対策として、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用し、町内の事業者及び個人に対し、早急に支援を行う必要があるため、町独自の対策も含め、諸々の事業に係る補正予算を提案するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（錦戸雅志君） 議案第38号、令和2年度荅北町一般会計補正予算（第2号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,334万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億71万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入です。款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1富岡港船客待合所施設使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響により施設使用事業者の収入減に対応するため、本年4月から9月までの半年分の富岡港船客待合所施設の現在の使用料について、2分の1を減免することに伴う22万8,000円の減額。

目4商工使用料、節1商工使用料は、物産館施設使用料についても、本年4月から9月までの半年分の現在の使用料を2分の1減免することに伴い21万4,000円の減額です。

7ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、町内事業主への事業継続支援金ほか各支援事業に対する国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,366万3,000円を増額します。

目2 民生費国庫補助金、節2 児童福祉費補助金は、子育て世代に対する支援として、児童1人当たり児童手当1万円を追加給付する臨時特別給付金給付事業費国庫補助金850万円と、その事務費国庫補助金8万円を合わせた858万円の増額。

目6 教育費国庫補助金、節3 学校教育費国庫補助金は、町内小中学校の臨時休業に伴い、給食の食材として納入事業者に既に発注していました牛乳及びパンについて違約金が発生したため、その違約金30万8,000円の4分の3に当たる費用を学校臨時休業対策費国庫補助金として23万1,000円の増額するものです。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止用のマスク、消毒液、体温計等の購入に対する2分の1補助の学校保健特別対策事業費国庫補助金79万9,000円の増額です。

8ページをお願いします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金、節2 農業費補助金の新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給費補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大により農業収入の減少を受けた農業者が、経営の維持安定のための資金を借り入れる場合に、金利負担を軽減するための利子補給17万1,000円の増額と、その安定資金借入に伴う保証料を助成するため、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金5万1,000円の増額です。節4 水産業費補助金の新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子補給費補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大により漁業収入の減少を受けた漁業者が、経営の維持安定のための資金を借り入れる場合に、金利負担を軽減するための利子補給5万7,000円の増額と、その安定資金借入に伴う保証料を助成するため、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金1万7,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款20 諸収入、項5 雑入、目1 雑入、節2 雑入は、役場入庁者への検温作業等に携わる事務補助員2人の雇用に伴い、雇用者から徴収する社会保険料等22万円の増額です。

10ページをお願いします。

歳出です。款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費は、歳入で富岡港船客待合所施設使用料の減免により、その他財源22万8,000円の減額分を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金22万8,000円で充当したことによる財源区分の変更です。

11ページをお願いします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費は、子育て世代への臨時特例給付金給付事業費と給付事務費に伴う補正で、節11 需用費は、臨時特別給付事業広報用の印刷製本費2万1,000円の増額。節12 役務費は、対象世帯への通知用後納郵便代5万9,000円の増額。節19 負担金補助及び交付金は、対象児童850人に児童手

当1万円を給付する臨時特別給付金850万円の増額です。

12ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節1報酬は、役場入庁者への検温作業等に携わる事務補助員2人の5カ月雇用に伴う事務補助員報酬141万4,000円の増額。節4共済費は、事務補助員雇用に伴う社会保険料等45万円の増額。節9旅費は、事務補助員に通勤手当として支給する費用弁償9万円の増額。節11需用費は、マスク、非接触型体温計及び消毒液等の購入に係る消耗品費130万円の増額。節12役務費は、マスク配布通知等に伴う後納郵便代29万4,000円の増額です。

13ページをお願いします。

項2清掃費、目2塵芥処理費、節11需用費の消耗品費は、町内各行政区に設置してあるごみステーションにおいて、ごみ収集日に従事していただく方に配布するマスク購入費17万7,000円の増額です。

14ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節12役務費は、農業関係各支援事業に係る通知用の後納郵便代5,000円の増額。節19負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大により農業収入の減少を受けた農業者に対し、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給費補助金6件分で24万8,000円の増額。新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金3件分で10万4,000円の増額。収入が前年同月比で30%以上減少した農業事業者に対し、苓北町事業継続支援金（農業）として、2つの法人事業主×20万円と3つの個人事業主×10万円を合わせた70万円の増額です。

15ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業振興費、節12役務費は、漁業関係各支援事業に係る通知用後納郵便代5,000円の増額。節19負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大により漁業収入の減少を受けた漁業者に対し、新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金利子補給費補助金2件分で8万3,000円の増額。新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金保証料助成費補助金1件分で3万5,000円の増額。収入が前年同月比で30%以上減少した漁業事業者に対し、苓北町事業継続支援金（漁業）として、2つの法人事業主×20万円と3つの個人事業主×10万円を合わせた70万円の増額です。

16ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節11需用費は、各支援事業の通知用の封筒印刷製本費として8,000円の増額。節12役務費は、商工業関係各支援事業に係る通知用後納郵便代7万9,000円の増額。節19負担金補助及び交付金は、新

型コロナウイルスの感染拡大により事業収入の減少を受けた商工業者に対し、新型コロナウイルス対策商工業事業者利子補給費補助金12件分で186万1,000円の増額。売上が前年同月比で30%以上減少した商工業事業者に対し、苓北町事業継続支援金（商工業）として、50の法人事業主×20万円の1,000万円と50の個人事業主×10万円の500万円を合わせた1,500万円の増額です。

17ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節11需用費は、各小中学校児童・生徒・教職員に配布するマスク購入のほか、消毒液、非接触型体温計等の消耗品費購入代159万8,000円の増額です。

18ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節12役務費は、臨時食糧費支援金支給対象世帯に通知する後納郵便代として3,000円の増額。節20扶助費、臨時食糧費支援金（小学校）は、小学校臨時休業に伴う準要保護児童に対し、給食費相当分を支援するため20万3,000円の増額です。

19ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節12役務費は、臨時食糧費支援金支給対象世帯に通知する後納郵便代として1,000円の増額。節20扶助費、臨時食糧費支援金（中学校）は、中学校臨時休業に伴う準要保護生徒に対し、給食費相当分を支援するため10万1,000円の増額です。

20ページをお願いします。

項5保健体育費、目2学校給食費、節22補償補填及び賠償金は、町内小中学校の臨時休業に伴い、給食の食材として納入事業者に既に発注していた牛乳及びパンについて、契約業者に支払う違約金で、本年3月分の学校臨時休業違約金（過年度分）として15万4,000円と4月分の学校臨時休業違約金（現年度分）15万4,000円、合わせて30万8,000円の増額です。

以上で、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（錦戸俊春君） すみません、支援金の交付要綱と、それから利子補給の要綱、これについても説明をお願いいたします。

その中で、第1条の中です、苓北町補助金交付規則（平成19年4月18日規則第32号）となっておりますけれど、これは頭に「苓北町」が要らないのかなと思います。

それと、利子補給の分で第1条の中で、苓北町補助金交付規則（平成19年、この後に日付です。ここはこれでいいのかなと思います。どうでしょうか。もし必要であれば



ば挿入していただければと思いますけれども。

これについて説明をお願いいたします。

はい、副町長。

**○副町長（山崎秀典君）** まず、今説明しました農業関係や漁業関係、それから商工業関係で説明をいたしました、苓北町独自で行います苓北町事業継続支援金につきまして概略の説明をいたします。

お手元に交付要綱（案）ということでお配りしております。目的、ここに書いてありますとおり、今回の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、大きな影響を受けております町内の事業者に対しまして、事業の継続を支えるために苓北町事業継続支援金を交付するものであります。

今、議長のほうからご指摘がありました部分につきましては、訂正を出させていただきますが、平成19年苓北町規則第32号になろうかと思えます。申し訳ございません。

交付対象者につきましては、支援金の交付対象者は、町内に住所を有する法人又は個人事業主で、国が制定をしております持続化給付金もしくは熊本県制定の事業継続支援金の給付対象者とするということにしております。これにつきましては、国制定の持続化給付金につきましては、前年度の収入から50%以上の事業主、個人事業主が対象になります。それから、熊本県が制定しております事業継続支援金は、30%から49%までの事業主が該当いたします。苓北町といたしましては、昨年度の収入から30%以上減少している事業主に対して、全て交付対象として行いたいということでございます。

それから、支援金の額につきましては、国・県が給付する額と同額といたしますけれども、ただし書きで、法人につきましては20万円、個人事業主については10万円を限度として支給をしたいということで考えております。

なお、支援金の交付申請につきましては、国の持続化給付金もしくは県の事業継続支援金の申請の際に提出した証拠書類等の写し、それから、持続化給付金もしくは県の事業継続支援金の給付通知書の写しということで、できるだけですね、簡便化した書類にしたいというようなことで、国の申請書類の写しと、国・県からの給付通知書の写しをもって申請書に付けていただければ、それでこちらのほうで判断をしたいというふうに考えております。

それから、申請がございましたならば、審査をした上で交付決定を行います。この交付決定をもって確定通知とみなすということにしております。

併せて、それぞれの事業主から支援金の請求をいただきましてから、それからですね、速やかに指定された口座に支援金を振り込むという形で取り組みたいと考えているところでございます。

なお、支援金の返還ということで、これは国・県も同様でありますけれども、支援金を

受けた方が虚偽又は不正な方法で交付を受けた場合は、その返還を命ずることができるという規定を一文付けておるところでございます。

続きまして、中小企業新型コロナウイルス感染症対策特別利子補給要綱でございますけれども、これにつきましては、熊本県が金融円滑化特別資金の借入れを行っておりますけれども、それに対しましては、熊本市と一部の自治体が利子補給の助成を決めておりますけれども、苓北町といたしましても、その分につきましてはですね、町として利子補給を行うというようなことで、この要綱をつくったところでございます。

以下、目的対象はそれぞれ県の特別資金、県の金融円滑化特別資金の対象となった事業者の方を対象といたします。

なお、補給期間につきましては、県の特別資金の融資を受けた日から5年間ということで定めております。5年間についてはですね、毎年その利子補給を行っていききたいというようなことで考えております。

申請につきましてもそれぞれ様式等を準備しておりまして、これもですね、これは借入れの期間が毎年1月1日から12月31日までとなっておりますので、適宜ですね、毎年そういった形の利子補給を行ってまいりたいということで、事業を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今いろいろと説明をいただきましたが、国が1兆円の支援金というか、それを県に一応出しますよね。その中で、先日の新聞にも載っておりましたけれども、各市町村に分配をして、苓北町はちょっと今日資料持って来てないんですけど、4,000万円ぐらいでしたかね、3,000万円でしたかね、苓北町には来るということでしたけれども、そのお金でこういうことをなさるのでしょうか。それとも、また町独自で何て言うんですかね、支援をするということが各市町村でもやられているようですが、そのお考えはないのかどうかお聞きをいたします。

それとあるところでは、その大型工事を後回しにしてでも住民の方に支援をするということで、そういう報道も出ておりましたけれども、苓北町はどうなっておりますか。そこら辺は考えていただいているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今回はですね、今回補正で提案をしたわけですが、今、第1次のこの臨時の交付金につきましては、苓北町はですね、一応配分額、交付の限度額が約6,000万円ということでまいっております。ただですね、ご承知のとおり、

現在、コロナウイルスはですね、今後どのような状況になるかわかりませんので、町といたしましては、今後、第2弾あるいは第3弾というような形でですね、町民の方々への支援をしていかなければならないものだと考えているところでございます。

それに充てるその充当の財源ですけれども、新聞紙上ではですね、この臨時交付金を充てておられる自治体もあるし、財政調整基金を取り崩して充てるというような形になっておりますけれども、国からまいりましたマニュアルをみますと、そういった各自治体が対処するそういった事業継続に対しての支援、こういったものはこの国の臨時交付金で充当できるということになっておりますので、他の今財政調整基金あたりで充当されている自治体も、今後この臨時交付金のほうに財源としては振り替えられるものだと思っております。ただし、コロナウイルスがですね、このまま収束せずに拡大した場合には、まだまだ相当のですね、影響が出てまいりますし、そのための支援も必要になるかと思っております。そういった場合には、臨時交付金で全て賄いきることができればいいんですけれども、できない場合につきましては、苓北町といたしましても、やはり基金を活用したり、あるいは、これまでコロナウイルスの関係で事業等の中止をした部分もありますので、そういった事業費等の見直しも行ってですね、その分についてコロナウイルスの対策費用に充当するというのも、当然考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 今、副町長が事業等の見直しもやったということでおっしゃってますけど、どういう関係の事業の見直しをされたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） はい、副町長。

○副町長（山崎秀典君） 事業の見直しと言いますのは、これからになります。第2弾、第3弾を出す場合には、そういった形になるかと思っております。既に今年予定をしておりました行事等の中止を決めた事業等もありますので、そういったものにつきましては、当然財源がですね、その分要らなくなりますので、そういった部分を充てるというようなことも考えられるかと思っております。そういった意味で先程申し上げたわけでございます。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 国からの約6,000万円の給付金ですが、これは今回の提案は、ほんの一部でございます。どうしてかということ、まずは、なるだけ早く困っておられる方にお届けしようと、そして、あるいはまたこの今日の議会の中、あるいは協議会の中でいろんな意見も出るかと思っております。今後、コロナウイルスの感染が拡大していけば、今提案している部分というのは全く足りないものになると思っております。今後の成り行

きの中で、第2次、第3次の補正も必要になってくる可能性もありますので、そのときには、やっぱり果敢にしっかりとした予算をつくっていかねばならないと。できれば早く収束してほしいというのが本音でありますけれども、やっぱりしっかり対応していきたいと考えております。そういった意味で、皆さん方のご意見も拝聴した上で、今後の対応策を模索をしていきたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） はい、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 長引くようであれば第2次、第3次ということで、今答弁いただきましたけども、今の時点でも結構ね、困っていらっしゃるところがあると思うんですよね。そこら辺へのやっぱり何ちゅうんですか、その国から10万円ていうのが来ましたが、それに上乘せして、やっぱり町としても、今の時点で考えていく必要があるのじゃないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今回の提案をしている分についてもですね、まず事業を継続していただこうと、これは国も県も考えることではありますが、町といたしましても、そのことをしっかり念頭に置いて、予算をお願いをしているところでもあります。町の法人、個人の給付金につきましては、30%以上の減額がある方とか、法人には全員にですね、それをお渡しできるように法人、事業者の個人事業者、ほかのところは、もう国がたくさんやるから国のをもらったところにはもういいだろうというところもあります。ただ、今後の成り行き次第ですね、これでは足りないということがあり得る可能性もありますので、これは今後ですね、我々も状況を注視していきたいと考えておりますし、皆さん方の、やっぱり町民の皆さん方の実態も見ていただいて、諸々ご指摘をいただければ、その中で対応していけるものについては積極的に考えていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 苓北町事業継続支援金の交付要綱のこの2条の部分ですけども、交付対象者、これ国と県と両方あるわけですけども、国制定の場合は50%の減、熊本県は30から49%ということでさっき説明ありましたけども、これはよく読みますと、もしくはとなっておりますので、国か県かどちらかという意味なのでしょうか。そこを確認しておきます。

それと、先程町長の話の中で、売上等が30%減のところは、苓北町の支援金として法人に20万円、個人に10万円ということで、苓北町は30%減ということで理解してよろしいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） 30%から50%以上減った方も、合わせてでございます。

- 議長（錦戸俊春君） いいですか。
- 8番（野崎幸洋君） その交付対象者、国と県のは。
- 町長（田嶋章二君） 県からももらってダブルででもいいんです。
- 8番（野崎幸洋君） ダブルでいいんですか。
- 議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君。
- 8番（野崎幸洋君） 国からももらって、県からももらって、町からももらえるということですか。
- 町長（田嶋章二君） という方も、いらっしゃるかもしれない。
- 議長（錦戸俊春君） 副町長。
- 副町長（山崎秀典君） 国の持続化交付金は50%以上の事業主ですね。県は30から49が県の対象になっております。町はその県の対象である30から49の方も、それから国の対象の方の50以上の方も全ての事業主にその分、町法人20万円、個人10万円ということで対象としたいと思っております。
- 議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。
- 8番（野崎幸洋君） はい。それじゃあ国のほうは50%ということですので、国以外で要するに売上が落ちた30から49%の人は県、県と町は一緒にもらえるということですね。はい、それは理解しました。
- それとですね、聞くところによると、熊本県は飲食店に対してですね、営業時間の短縮の要請はしたけども、休業要請はしていないとの理由で、休業要請協力金の一律10万円は、熊本県は出さないということで話を聞いたんですけども、その辺は本当の話なんでしょうか。把握されていますか、お尋ねをいたします。
- それとですね、資金繰りの支援についてですけども、先程利子補給、これが5年間利子補給をしていただけるということで、この要綱に載っておりますけども、以前も利子補給をしていただいた経緯がありますけども、前回は何年だったのか。5年だったのか、3年だったのか。その辺の年数をお伺いをいたします。
- 議長（錦戸俊春君） 副町長。
- 副町長（山崎秀典君） まず、県の休業協力要請協力金ですね、これですけれども、これにつきましては、私たちも今県の状況を把握しておりますけれども、休業要請等の期間で4月22日から5月6日までの全てに渡って休業した休業要請等の対象施設を運営する中小企業者であり、かつ、申請要件を満たす方に一律10万円をお支払いするというような形で協力金を出すというような形の文書を、こちらのほうでも把握しております。申請書がありまして、それから誓約書がございまして、その中に要件等が書いてあるわけですけれども、休業要請等の期間ですね、全てに渡って休業したことというようなことがありまして、ただし書きの中で、仕入れ先等関係者との調整、従業員の配

置調整、その他正当な理由により同期間の全てに渡って休業することが困難であった者については、遅くとも令和2年4月25日から休業を開始し、同年5月6日まで全て休業した場合に限り、交付対象とするというようになっているようでございます。

○8番（野崎幸洋君） もう1つの質問の件は。

○議長（錦戸俊春君） 利子補給の。

はい、商工観光課長。

○商工観光課長（西川文孝君） 利子補給につきましては、現在、中小企業ですね、創業支援の部分で利子補給が3年間ということになっております。今回ですね、新型コロナのこの利子補給につきましては、5年間ということで取り扱いをしたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） はい、野崎幸洋君、もう1回どうぞ。

○8番（野崎幸洋君） 確認の意味でよかですか。

○議長（錦戸俊春君） はい、どうぞ。

○8番（野崎幸洋君） はい。今の利子補給の件は、3年から今回5年に延ばしていただいたということで、コロナに関しては新たな取り組みということで承知したいと思います。

それと先程の休業要請の件ですけれども、これは一番今回打撃を受けて、一番て言ったらどうか分かりませんが、飲食業というのはすごく今回ですね、打撃を受けられて、収入がほぼ、ほぼと言いますか、相当に減になっている店舗が多いわけですが、そういうところが、県が休めては言ってないので出さないという、まあそういう言い方もあるんでしょうけれども、一生懸命そのコロナを蔓延させない、そしてこれだけの国民がですね、自主的に休んでいるときということで、飲食店もその協力で時間短縮をされたわけですが、その辺はですね、やっぱり県も言い方を変えればちょっと冷たいなという気がするわけですが、ですから、その辺はですね、一律10万円とは言いませんけれども、そういった時間短縮をされた飲食店にあたってはですね、何らかの形の要請をですね、町のほうからとしてもしていただければという気持ちがあるわけですが、その辺を再度お願いしておきます。

今後ですね、県にそういう話ができるようであればですね、町長のほうからぜひ要請をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） まず、私が、この町内で本当に県の要請に全面的にご協力なされた方がいらっしゃるかどうか、まだ把握、担当は把握してる？協力しているところはなかでしょう。ぼくのあれではないんですよ。だから、そういった意味でも。しかし、コロナにかかっちゃいけないということで、お客さんが激減しているのはもう間違いあ

りませんので、その辺のところ、今後、持続化をしていただかなければなりません、まずはとにかく早くお届けして、これをやった上で今後の成り行きを見ながらですね、適正な2次補正を組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、山口利生君。

○1番（山口利生君） 臨時交付金の件で、今現在考えられている事業支援とか、利子補給等の予算、学校関係のマスクの購入予算とかいうのは、今回の補正であっておりますが、非常に飲食店等についても歓送迎会とかでコロナウイルスで全てキャンセル、また、密のところの関係でなかなか昼食も食べに行かれない人が多いということで、町内の皆さんも非常に困難な状況に追い込まれているかと思えます。そういう意味では、町内向けのですね、景気対策ということで商品券、消費税関係の上がったときはプレミアム商品券、低所得者向けだったんですが、なかなか買い手がいないということで、相当な減をされましたけれども、今回、1人頭10万円の定額給付金ということで7億円ものお金が町民に一応行き渡っていくということが1つあります。ということで、熊本市のほうも2割のプレミアム商品券を発行すると。また、ほかの町村では5,000円の商品券を全町民に配付というようなことも新聞報道で出ておりますので、ぜひ荅北町においてもですね、私は、プレミアム商品券2割を付けて全世帯、1人頭予算の限りをもってですね、できるだけ多数商品券を発行して、町内に使っていただくような政策が取れないかというふうに考えております。新聞では、今月中に事業計画を市町村から取って、6月には一応決定をすると。全7,000億円と書いてありましたけれども、ぜひそのような景気対策も含めてですね、町として、町の活性化に努められるような政策をまた今度追加補正等を考えるときにですね、ぜひ検討をお願いいたしたいと思えます。

これは要望です。よろしくお願いたしたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） これは今度一般の方、全町民の方にですね、通じることだと思います。ただし、前回のときは、1枚の金額が大き過ぎて、非常に利便性が低かったと。だから、今度は例えば3,000円とか、5,000円とか、2,000円とか、そういう券を出して、町内で消費をしていただくという素案は今持っております。これをしっかりたたきまして、次回の補正にも出していきたいと考えております。

○1番（山口利生君） よろしくお願いたします。

○議長（錦戸俊春君） はい、松本良人君。

○5番（松本良人君） 先程の専決のほうでも聞こうかなと思いましたが、副町長のほうからあとで一般会計のほうに出るからということでございましたので、まあどっちでも聞いて、この直接関係するものではございませんので、今この場で

すね、尋ねて聞きますけれども。給付金の種類はいろいろ今まで聞きましたけれども、実は、一番私かわいそうだなと思うのがですね、大学生の方なんですよ。それで小学生、中学生、高校までですね、夢を抱いて一生懸命勉強して希望する大学に入って、親も奨学金で授業料払うから、あとはそのアルバイトでもして学校出るからということで夢を抱かれた方がですね、今回のことでもう辞めざるを得ないというような立場に立っている方が、13人に1人というようなこの前の報道でございましたけれども、今はそれ以上じゃなかろうかと思えます。芥北町でですね、ここ町出身の方がどのくらいぐらいの大学においでになるか。また、そういった方でですね、一生懸命困っている方がどのくらいぐらいおいでになるか。これ調査はされたか。あるいは、今後ですね、その大学生の方々に、手厚い私は支援をせないかんとじゃなかろうかなと思えます。そこら辺をどうおつもりになるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今のご質問、今相当大きな課題になっているところであります。そういった意味で国も10万円とか20万円とか、今検討をなさっているようであります。それと併せて、今回の10万円のことを忘れられておられるんじゃないかなと。ちょっとその報道がないんですね。10万円、国民に配って、それもその学生の方たちにも行くわけですから、それと併せた中でどうなるか。国が20万円あとプラスして配るのか。その中で芥北町まだこれから調査いたしますが、調査した中でですね、どのくらいすればいいのか、5万円なのか、3万円なのか。その辺のところ調査の中でですね、足りない方たちには学業を続けていただけるように、これも事業と一緒にですから、事業継続化、学業継続化という意味でですね、しっかり調査をまずして、その中でご支援しなければならぬ部分がありましたならば、しっかり考えていきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） いろいろ報道番組なんかを見てもみると、もう即時に退学をせなんどうもならんと。もう1日に食費を100円か200円ぐらいで抑えて、要するに、今までアルバイトしとった分が、全然ゼロになつとるわけですからね。もう帰らざるを得ない、辞めざるを得ない。あるいは、もう就職活動をせないかんとという方が、その大学生の中でおいでになるということですね。そういったことでございますので、私は、その10万円は10万円がいいと思えますよ。10万円は、私たちのような給料取りでここでも議会に出て、月に何十万円ももろとる。家でも百姓しよるとかいうても10万円ですが。大学生の方は、もう全てもうゼロの方がもう幾らもない、なかって。もう一秒一刻を争うのが、私は、その学生さんじゃなかろうかなと思えますね。それでできれば早急にですね、父兄さんあたりに聞くとか、学校関係に聞かせていただいて、あんまりそうたいして人間はおらんと思うとですよ。ただ、田舎から出とるもんですから、や



っぱりご父兄の方はあまり裕福じゃなかったも、子どもがそがしこすつとなら、おまえ学校に行って頑張れという形で出された方がですたい、途中でもう辞めざるを得ないというのは、まさにやっぴりかわいそうと思います。早急にですね、私、明日でも今の10万円、給付金を我々がもらうようになりますけれども、同等のスピードをもってですね、私はその方たちに連絡もして、とりあえず退学はすんなど。どがんかせんばいかんやっかっというような通知でも出していただくような、やっぴり手だてをですね、早めにできて、出していただければなというのが希望ですけれども。

○議長（錦戸俊春君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） これは早急に調査をいたしまして、どういう形でやるかですね、検討をしてみたいと思っております。

○5番（松本良人君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

はい、倉田明君。

○10番（倉田 明君） 1点、教育関係についてお尋ねをいたします。

先程説明もありましたように、ご承知のとおり、3月2日から学校のほうも臨時休校ということで、非常に関係各位、保護者の方、また児童・生徒の方、また学校関係者の方、町当局も非常にこう困惑されているところがございますが、給食関係の違約金として、いわゆる現年度と過年度分が30万8,000円計上してあります。ちょっとこれあとで話が全協でもあるのかどうかわかりませんが、もしお答えできればその範囲で結構なんですけども、一応、5月31日までということは何ってありますが、6月1日からされるのかされないか、その辺も含めましてですけども、ちょっと話が拡大するんですけども、授業等の遅れのことも非常にですね、いろんな議論を呼んでおりますが、全協でもその話があれば、もうあえてここでお答えされなくても結構ですが、その辺、簡単に見通しだけでも結構です。これ文部省の考え、また県の教育委員会、また町の教育関係等でもですね、委員会等でもいろいろと議論されておると思うんですけども、その点、何かまとめて簡単にでも結構ですけども、簡単にというと語弊ありますけども、わかっている範囲でちょっとお示しいただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼いたします。まず、今後の見通しでございますけれども、最新の通知文でいきますと、18日から31日までの授業のみを前倒して可ということで、これは一昨日出された分でございます。授業のみでございます。学校行事、それから授業の中でも体育、それから音楽、家庭科の調理実習、これはしないと。6月1日からといってもかなりの制約が入ってきますけども、本町の場合ですと、25日から給食を提供いたします。この中でも3密を徹底的に避けるという形ですので、時間差の登校、

それから、学校の中で教室を分けての授業、そういう工夫をやりながらやっていきたいというふうに思っております。18日から可能ということでございますけども、実は、5月の20日から動きますよというのを、5月の7日の時点で私ども確認をしております、町内のほうで。と言いますのは、5月の6日で連休が終わります。潜伏期間が2週間とみて5月の20日水曜日でございます。そこからは、学校規模に応じて一斉登校、それから志岐小においては3日間にわたって地区別の分散登校、苓北中学校は学年別の分散登校という形で、20日から始めていきたいというふうに考えております。ただ、これまでの登校日、それぞれの学校と一斉登校その他を組んできたわけですが、この中に授業日数は含まれません。休業中の登校でございますので、ですから欠席しても欠席には入らない。出席しても授業日数には入らないという形ですので、日数的にはかなりきつい面がございますけども、登校日の中で課題チェック、それから家庭訪問等もやりながらの教育相談をやってきたところでございます。この後どうやって回復していくかというのは、また、夏休みその他についての期間というものもあると思いますので、これについては、また具体的にはこの後決めていきたいなど、現在のところそういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 非常にですね、今教育長の答弁にもありましたように、非常にこのいつ収束するかわからない現状下でもあります。そういった中でですね、いろんな児童・生徒の登校を慣れさせるといいでしょうか、そういう観点からできるだけですね、いろんな方法を含めながら対応して、いろいろと知恵を絞りながらですね、今後いただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） はい、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 倉田議員とダブるのかなと思っておりましたけど、少しだけ違うことを述べたいと思います。実は、20ページに学校臨時休業違約金ということで、説明の中でパンと牛乳が違約金として計上されているようでございます。ご案内のとおり、一般の食材については、町内の納入業者、商店の人たちが一生懸命になって苦労しながら、新鮮な野菜等を供給していらっしゃるわけでございますけれども、今回は幸いというか、この違約金対象にはならなかったようでございますけれども、今後、小中学校の再開に伴いますと、当然のごとく給食も再開されるものだと思っております。やはりですね、各家庭においては、この休業中に一番大きな点については、本当給食があったよかたなのというのが率直な保護者の考え方ではなかろうかと思っております。一日も早く学校給食が平常に戻ることを願うとともにですね、こういったこと言っただけでどうかと思

ますけど、また、こう第2次が出たときに、給食もストップということがなったときにはですね、その納入業者の方々に対してもあたたかいご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 答弁は。

○4番（高戸幸雄君） 答弁は、よろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、令和2年度苓北町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第39号 令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第16、議案第39号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 議案第39号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,034万6,000円とするものでございます。

今回の補正の理由は、先程ご審議いただきました、苓北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当金の給付に要する費用を増額補正するものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金の100万円の増額は、傷病手当金の財源は特別調整交付金分で措置をされま

すので、必要事業費の100%を計上をいたしております。

次に、歳出でございます。

7ページをお開きください。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節19負担金補助及び交付金は、傷病手当金100万円の増額補正でございます。なお、就業できなかったことにより傷病手当金は、報酬日額の3分の2が対象となりますので、対象額を5,000円として、5人×40日分で積算し計上をいたしております。

以上が、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、令和2年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 報告第1号 議員定数等調査特別委員会調査中間報告について（委員長報告）

○議長（錦戸俊春君） 日程第17、報告第1号、議員定数等調査特別委員会に付託中の苓北町議会における議員定数に関する事項及び苓北町議会における議会報酬に関する事項に係る議員定数等調査特別委員会調査中間報告（委員長報告）についてを議題とします。

委員長から苓北町議会における議員定数に関する事項及び苓北町議会における議員報酬に関する事項について、中間報告をしたいとの申し出がっております。

本件は、申し出のとおり、報告を受けることとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会調査中間報告を受けることに決定しました。

委員長の発言を許します。

倉田明委員長。

○議員定数等調査特別委員会委員長（倉田 明君） それでは、町村議会会議規則第47条に基づき、中間報告をさせていただきます。

なお、内容につきましては、掻い摘んで報告させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議員定数等調査特別委員会中間報告。

令和2年4月22日提出。

議員定数等調査特別委員会。

本特別委員会は、第18期荅北町議会（次期改選：令和5年1月の予定）における議員定数及び議員報酬に関する事項について、調査研究を行うことを目的に、議長を除く議員11名で構成することとし、平成31年3月15日に設置が本会議で決議されました。

これまで議員定数及び議員報酬について、協議検討を行い、適宜、議会だより「きずな」にて、その概要をお知らせしてきましたが、今回、次のとおり中間報告としてまとめました。

また、表紙にありますように、本特別委員会の調査経過として、令和元年6月13日、議場で、令和元年9月13日、同じく議場で、令和元年12月17日、委員会室でそれぞれ開催し、令和元年11月12日から令和元年11月28日まで現職議員による議員定数と議員報酬について、議員による意向調査を実施いたしました。

なお、結論の時期としては、本特別委員会として設定した「令和3年3月」を期限に、最終的な議員定数案、並びに議員報酬案を決定させていただきたい旨を付記させていただいております。

#### 1、議員定数の推移。

地方自治体の議会の議員定数については、長らく地方自治法第91条で人口に応じた上限が規定され、その上限の範囲内で条例により定めることとされておりました。

平成23年の地方自治法の一部改正により、地方自治体の自由度の拡大を図るための措置として、議員定数の法定上限の撤廃が行われました。

従来、議員定数のあり方は、法定上限数を一つの根拠として議論されており、定数を削減する理由は、行財政改革の視点から議員削減が行われてきております。

ここに議員定数推移表を表-1、県下町村議員数（抜粋）を表-2に示しております。

表一 1 は、苓北町議会議員定数の推移表、それぞれ年度が昭和 31 年から平成 23 年まで各年度の人口、また議員定数等が記載されております。

表一 2 は、熊本県下町村議員数（抜粋）（平成 30 年 7 月 1 日現在）の苓北町をはじめ、7 町村議会等を記載しております。

次に、2、議員の役割についてでございますが、現在、地方議会は、地方自治体の意思決定における責任や執行部に対する監視機能といった点において、その責任の重さや機能がますます大きくなってきていることは申し上げるまでもありません。

苓北町議会としては、議会だより「きずな」の発行、常任委員会・特別委員会による執行部に対する政策提言、町ホームページへの一般質問音声配信・会議録の登載、全員協議会の開催など様々な議会活性化に取り組み、議会機能の充実を継続的に図っております。

ここに、平成 31 年令和元年の議会の状況を表一 3、4、5 に示しております。

表一 3 は、平成 31 年・令和元年苓北町議会定例会及び臨時会開催日数等で、第 1 回臨時会から第 8 回定例会までの会期及び一般質問者数、また傍聴者人数等を記載しております。

次に、表一 4 は、平成 31 年・令和元年の常任委員会・特別委員会及び全員協議会日数表でございます。

表一 5 は、平成 31 年・令和元年市町村定例会日数等の表でございます。苓北町、氷川町、美里町、天草市、この苓北、氷川、美里は 1 郡 1 町の町ということで記載し、天草市は近隣ということで掲載させていただきました。なお、市町村名（ ）の数字は議員数、傍聴人（ ）の数字は、児童並びに生徒数で、その内数でございます。

### 3、議員報酬。

本特別委員会は、議員一般選挙が無投票だった現実に触れ、議員定数と議員報酬は極めて関係性が密接なことから、比較により研究を深めました。

引き続き、調査及び研究を行うことといたしております。

町村議会議員報酬比較表を表一 6 に示しております。

月額平均比較表、これは平成 30 年 7 月 1 日現在で、単位は円でございます。それぞれ議長、副議長、議員、またその報酬額と全国、九州、熊本、それと苓北町を記載しております。

### 4、中間報告。

活発な意見が出される中で、現職議員による議員定数と議員報酬の意向調査も行いました。以上のような経過から、引き続き、本特別委員会として調査研究をしていくこととなっております。

なお、本特別委員会の意向調査を含め、出された意見の概要は次のとおりです。

議員定数について出された意見。

1つに、2,000人規模の町村でも議員定数は10人であり、町民の意見を行政に反映させるためには、適正な議員数は必要であり、むやみに議員定数の削減をするべきではない。1つに、議員定数の削減は必ずしも議会活性化にはつながらない。1つに、県内の類似町村（人口5,000人から8,000人）の議員定数は10人である。苓北町の人口が今後7,000人を割り込むこととなれば、議員定数の削減が必要ではないか。1つに、先の町議会選挙で定数12人に対し12人の立候補しかなく、「投票権の行使」ができなかったとも聞く。議員定数の削減が必要ではないか。1つに、県下で近く議員定数を改正した町村議会を視察してはどうか。1つに、町区長会等との意見交換会を開催してはどうか。

次に、議員報酬について出された意見。

1つに、議員報酬については、九州・熊本・全国平均の月額と比較しても、据え置いてもいいのではないかと。1つに、議員報酬を改定することによって、若い世代や女性など様々な分野、世代から立候補しやすい環境をつくるべきであるなどのご意見がありました。

次に、参考としまして、苓北町の人口、世帯数及び高齢化率の推移、これは平成23年12月末日から令和2年3月末日まで、それぞれ掲載されております。ご覧のように、近年、人口、世帯数は減少傾向であり、併せて高齢化率も高くなっております。

続いて、町村議会における議員定数の偶数・奇数議会数調書。平成30年7月1日現在です。全国・九州・熊本それぞれの議会状況であります。ご覧のように、全体的に定数は偶数、現員も偶数が多いようであります。

最後に、第18期苓北町議会議員定数と議員報酬の意向調査集計表でございます。

表の第18期における苓北町の議員定数12人は、多い、定数10に4人、多い、定数11に1人、適当は6人、少ないほうが良いは1人となっております。もとい、少ない、多いほうがよい。いわゆる、議員の数が少ないのもっと多くしていいんじゃないかというご意見だと理解しております。

次に、苓北町議員報酬月額でございますが、一番上段、議長、副議長、委員長、議員、これは現状でございます。適当は7人、多いは1人、それぞれ少ない、少ない、少ない、少ないというそれぞれの方が4人となっております。

今後については、現職議員の意向調査でご意見がありましたように、最近県内で議員定数を改正された町村議会の視察、また苓北町区長会との意見交換会など実施の方向で検討していきたいと考えております。

なお、苓北町区長会との意見交換会を5月開催で双方で調整いたしておりましたが、新型コロナウイルス等の関係で延期しております。今後、感染状況等を考慮しながら対

応する必要がありますが、現段階では、区長会のご意向等も踏まえ、7月中旬を目途に調整しております。何卒ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、中間報告とさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 報告が終わりました。

議会運営に関する申し合わせにより、質疑を省略します。

これで、報告第1号、議員定数等調査特別委員会調査中間報告について、委員長報告を終わります。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） ここで、野田謙二君から、令和2年第3回荅北町議会定例会の自身の一般質問についての発言中に不適切な部分があったため、訂正したい旨の申し出があります。

ここで、これを許します。

野田謙二君、登壇してください。

○2番（野田謙二君） 私は、令和2年の第3回荅北町議会定例会において、「以前、荅北町旅館組合ではホテル誘致には反対との声を聞いたことがあります。今現在の荅北町旅館組合の意見がどうなのかは私が個人的には存じませんが」との発言をいたしました。後日発行した議会だより「きずな」の私の当該議員が自ら執筆することになっている一般質問の欄に、「荅北町旅館組合でホテルの新規加入には反対と聞いたことがある」との掲載をいたしました。これが結果といたしまして、荅北町旅館組合の公式見解とも受け止められるようなことになってしまったこと。また、このような安易な噂話を前提に申し上げたことは大いに反省すべきことだと思っております。ここで、この旅館組合に関する発言を訂正し、お詫びいたします。

すみません、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 野田議員による自身の発言の訂正が終わりました。

議員は、会議規則第64条の規定により、その会期中に限り発言を取り消し又は訂正することができることとされています。今回、その会期が終了しているため、その会議録について訂正はできませんが、この会議において、先の会議でのこの部分について訂正したい旨の当該議員の発言を今回の会議録に残すこととし、併せて、次回の議会だよりで訂正記事を掲載する運用とします。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第4回荅北町議会臨時会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----



閉会 午後2時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員